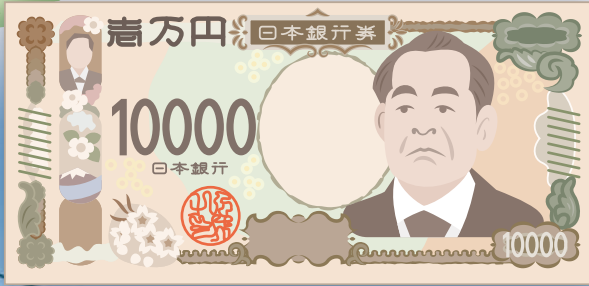


7
No.193

行政ぐんま

2024 GYOSEI-GUNMA



新
一
万
円
札

田島弥平旧宅
伊勢崎市広報課提供



特集 令和6年度 定時総会



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



世界遺産「田島弥平旧宅」
PRキャラクター くわまる



群馬県行政書士会

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>
E-mail : office@gunma-gyosei.jp



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生
N H K 阿部 喜充先生

田島弥平旧宅

田島弥平旧宅は、田島弥平(文政5年(1822年)生、明治31年(1898年)没)による、近代養蚕法「清涼育(せいりょういく)」の開発と、ヤグラ(越屋根、天窓ともいう)付き総二階建ての近代養蚕農家建築の原点となった建物です。伊勢崎市境島村地区は、江戸時代中期から蚕種(さんしゅ=カイコの卵)製造の盛んな地域で、田島弥平家も有力な蚕種製造農家でした。蚕の飼育は難しく、年によって収量の差が大きかったため、弥平は各地の養蚕方法を研究し、蚕の飼育には自然の通風が重要であると考え「清涼育」を大成し、安定した繭の生産に成功しました。(伊勢崎市ホームページより引用)



01 令和6年度 群馬県行政書士会定時総会 3

02 本会のうごき

- ・群馬県行政書士会会則施行規則の一部改正案について 5
- ・群馬県行政書士会・(公社)コスモス成年後見サポートセンター・
(公社)コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部の三者協定締結 6
- ・令和5年度 群馬県士業協議会定例会 7
- ・知っ得情報 会長 古田島俊憲 8
- ・戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について 9
- ・会務報告(3月、4月、5月、6月) 10

03 研修会等報告

- ・令和5年度入会前説明会 報告 太田支部 平田麻衣子 13
- ・令和5年度新入会員研修会(後期) 参加報告書 渋川支部 小林 由宜 13
- ・館林信用金庫での職員研修会 副会長 吉田 明浩 14

04 業務指導通信

- ・令和5年度 開発許可申請手続き意見交換会 館林支部長 太田 雅仁 15

05 日行連ニュース

- ・令和6年度日本行政書士会連合会定時総会について 副会長 吉田 明浩 21
- ・北関東三県行政書士会建設業・産廃関係意見交換会 報告書
..... 国際業務・デジタル社会部長 塩野 有希 22



日政連ニュース

- ・第44回日本行政書士政治連盟定期大会について……………副会長 吉田 明浩… 23

06

読んで得する業務資料

- ・業務資料について～標題一覧～…………… 24
- ・行政書士法施行規則改正…………… 26
- ・行政書士法施行規則改正…………… 28
- ・県建設企画課からの通知…………… 30

07

お願い・連絡事項

- ・令和6年度会費納入についてのご案内…………… 31
- ・【封印管理委員会からのお知らせ】丁種会員名簿への登載について(周知)…………… 32
- ・研修案内ハガキの郵送廃止について…………… 許認可業務・法務業務部… 33
- ・「神奈川県コスモス関東支部協議会」開催報告……………コスモスぐんま相談役 中島 肇… 34
- ・「5支部合同 第1回 コスモス支部運営会議」報告……………コスモスぐんま総務部長 萩原 洋一… 35
- ・VOICE～vol.4～ 相談会に参加して……………コスモスぐんま 折茂 立美… 36
- ・コスモスぐんまによる講師派遣のご案内……………コスモスぐんま広報部 佐藤美保子… 36
- ・任意後見契約に至るまで……………コスモスぐんま 中西 浩子… 36

08

趣味のコーナー

- ・【漢詩】夏日舟行…………… 徑舟 吉岡欣三… 37

09

登録事項変更

38

10

編集後記



令和6年度 群馬県行政書士会 定時総会開催について

01

広報部



日時 令和6年5月28日(火) 午後1時より
場所 前橋商工会議所 2階(サクラ)

定時総会次第

司会進行 清水裕幸 総務部長

1. 開会のことば 中島 肇 副会長
2. 物故会員への弔意
3. 会長挨拶 古田島俊憲 会長
4. 功労会員への顕彰
5. 代議員出席者確認報告
6. 議長団選出 渋川支部 中澤功史
前橋支部 岩村敏明
7. 書記・議事録署名人指名
書記 富岡支部 廣川道明
吾妻支部 橋詰元良
議事録署名人 前橋支部 根岸洋輔
伊勢崎支部 鈴木武明

8. 議案審議

- 第1号議案 令和5年度事業報告
(会勢概要及び会務運営報告)
- 第2号議案 令和5年度決算報告
(収支決算報告及び監査報告)
- 第3号議案 令和6年度事業計画(案)
- 第4号議案 令和6年度収支予算(案)
- 第5号議案 役員の承認について

9. 議長団解散

10. 閉会のことば 吉田明浩 副会長

定時総会は、全構成員127名の内出席者126名、欠席者1名のもと、第1号議案から第5号議案について、慎重審議の結果、全議案は原案のとおり可決承認されました。

なお、詳細につきましては、「令和6年度群馬県行政書士会定時総会議事録」をご覧ください。

また、顕彰規則により表彰を受けた方々は、次ページのとおりです。

令和6年度 受賞者一覧

【第3条第2号】役員（委員長を含む）、支部長で 在職年数が通算2期以上

No.	支部名	会員番号	氏名
1	沼田	2666	戸丸和夫
2	桐生	2795	中山一郎
3	安中	2908	須藤修司
4	高崎	2935	大原岳
5	太田	2996	柳芳信
6	前橋	3005	和久井政夫
7	伊勢崎	3078	三石哲也
8	桐生	3231	荒井伸一

以上8名

【第3条第3号】委員、支部役員で3期以上

No.	支部名	会員番号	氏名
1	藤岡	1940	新井一郎
2	安中	2159	金澤朋子
3	館林	2221	田口恵之
4	沼田	2746	徳江真治
5	高崎	2945	茂木輝章
6	高崎	3044	佐藤美保子
7	伊勢崎	2947	田沼康志
8	館林	2994	関口理恵
9	館林	3040	津布工佳史
10	沼田	3053	穂苅優人
11	桐生	3081	天田忠明
12	藤岡	3083	法理俊史
13	桐生	3116	石原義信
14	伊勢崎	3131	田島渡
15	藤岡	3132	菅波幹郎
16	桐生	3144	樋口浩史

以上16名

【第3条第4号（40年）】

No.	支部名	会員番号	氏名
1	伊勢崎	1775	永沢良太
2	吾妻	1784	帆足康洋
3	太田	1785	白石清江
4	高崎	1790	大泉慶子
5	前橋	1802	市村正明
6	高崎	1804	下村力
7	渋川	1807	岸宏
8	伊勢崎	1808	大沢啓一
9	前橋	1809	小林治雄
10	伊勢崎	1811	渋澤文武
11	桐生	1829	生方功
12	前橋	1832	岡本芳行
13	桐生	1857	小池照彦

以上13名

【第3条第4号（30年）】

No.	支部名	会員番号	氏名
1	桐生	2242	山柴由美子
2	前橋	2243	谷一雄

3	館林	2247	飯塚育秀
4	吾妻	2248	荒木哲
5	桐生	2252	登山幹男
6	館林	2255	春山和之
7	渋川	2256	北村勝彦
8	前橋	2261	清水さと子
9	前橋	2265	堀越義幸
10	高崎	2269	清水英也

以上10名

【第3条第4号（20年）】

No.	支部名	会員番号	氏名
1	伊勢崎	2562	平田純一
2	伊勢崎	2564	石原豊
3	前橋	2568	池田正晃
4	前橋	2569	小林大栄
5	高崎	2570	堀内健史
6	前橋	2571	中村岳司
7	前橋	2572	樋澤伸一
8	高崎	2574	林田知子
9	高崎	2575	吉野玲子
10	館林	2576	川島三千代
11	渋川	2577	村上秀信
12	吾妻	2579	橋爪三芳
13	桐生	2582	小倉泉
14	高崎	2588	福山薫
15	館林	2589	石塚宏一
16	高崎	2592	渡木和義
17	渋川	2595	後藤康德
18	吾妻	2598	松村宏志
19	前橋	2599	坂庭勉
20	沼田	2600	藤田忠孝
21	前橋	2606	佐藤喜敬
22	伊勢崎	2607	関口佐貴子
23	太田	2609	小林佳代子

以上23名

【第3条4号（長寿・行政書士会の向上発展に寄与）】

No.	支部名	会員番号	氏名
1	吾妻	113	安濟善三

以上1名

【第3条第5号】役員（委員長を含む）又は支部長の職の一又は二以上にあつて在職年数を通算して7期以上

No.	支部名	会員番号	氏名
1	高崎	2485	赤羽恒義
2	前橋	2568	池田正晃
3	太田	2773	服部成二

以上3名

【第4条1号】役員、委員又は支部長として通算5期以上

No.	支部名	会員番号	氏名
1	前橋	1230	矢嶋光男
2	高崎	2771	富澤將明
3	桐生	2795	中山一郎
4	館林	2837	吉田明浩

以上4名

【第4条2号】

No.	支部名	No.	支部名
1	桐生支部	5	渋川支部
2	富岡支部	6	沼田支部
3	藤岡支部	7	吾妻支部
4	安中支部	8	館林支部

以上8支部



規則の改正について

群馬県行政書士会会則施行規則の一部改正案について

群馬県行政書士会会則施行規則（以下「会則施行規則」という。）（各部の事務分掌）第32条第1項第一号総務部の事務事項を改正した際「ケ その他、他の部に属さない事項」の後に「コ 職務上請求書の適正使用及び取扱いに関する事項」「サ 倫理研修に関する事項」を新たな事務事項として追加しましたが、「ケ その他、他の部に属さない事項」は、包括事項であるので、最終項目として規定する方が、条文の規定方法としては適当であると考えられる為、改正を求め、令和6年3月18日に開催された理事会において承認されました。

群馬県行政書士会会則施行規則の一部改正（案）について

改正（案）	現 行
<p>(各部の事務分掌) 第32条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>一 総務部</p> <p>ア 支部組織の改善及び活動強化の指導に関する事項</p> <p>イ 会議の開催に関する事項</p> <p>ウ 登録及び届出並びに入退会に関する事項</p> <p>エ 品位保持に関する事項</p> <p>オ 事務局の運営に関する事項</p> <p>カ 福利厚生及び共済に関する事項</p> <p>キ 会員等の顕彰に関する事項</p> <p>ク 情報の公開及び個人情報の保護（特定個人情報の保護を含む）に関する事項</p> <p><u>ケ 職務上請求書の適正使用及び取扱いに関する事項</u></p> <p><u>コ 倫理研修に関する事項</u></p> <p><u>サ その他、他の部に属さない事項</u></p> <p>附則 この規則は、令和6年3月18日から施行する。</p>	<p>(各部の事務分掌) 第32条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>一 総務部</p> <p>ア 支部組織の改善及び活動強化の指導に関する事項</p> <p>イ 会議の開催に関する事項</p> <p>ウ 登録及び届出並びに入退会に関する事項</p> <p>エ 品位保持に関する事項</p> <p>オ 事務局の運営に関する事項</p> <p>カ 福利厚生及び共済に関する事項</p> <p>キ 会員等の顕彰に関する事項</p> <p>ク 情報の公開及び個人情報の保護（特定個人情報の保護を含む）に関する事項</p> <p><u>ケ その他、他の部に属さない事項</u></p> <p><u>コ 職務上請求書の適正使用及び取扱いに関する事項</u></p> <p><u>サ 倫理研修に関する事項</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

群馬県行政書士会・(公社)コスモス成年後見サポートセンター・ (公社)コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部の三者協定締結

コスモス成年後見サポートセンターは、令和5年4月に内閣府の認定を受け、一般社団法人から公益社団法人に移行いたしました。

本会と一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターは、令和2年9月15日に協定を締結していましたが、移行に伴い協定締結内容を見直し、公益社団法人として新たに協定締結をすることになりました。

本会総務部において協定内容を協議し、本会及び公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター並びに公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部の3者における締結案を作成し、令和6年3月18日に開催した、本会理事会に上程し可決承認され、同日協定を締結いたしました。

協 定 書

群馬県行政書士会（以下「甲」という。）と公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「乙」という。）及び公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部（以下「丙」という。）は、甲が所在する都道府県における乙の支部（丙）の活動につき以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙及び丙が日本行政書士会連合会の社会貢献事業の一環として設立された団体であることを確認し、甲が乙及び丙に対して、乙及び丙の事業活動に必要な便益の提供やその他乙及び丙の事業を支援することにより、乙及び丙の事業が円滑に行われることを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、行政書士による成年後見業務の推進のため、次の各号に掲げる役割を担う。
 (1) 成年後見業務を行う、または行おうとしている甲の会員に対し、乙に入会することの推奨
 (2) 乙に入会を希望する会員に対する証明書の発行
 (3) 乙及び丙の活動についての対外的な広報または周知の協力
 (4) 事務局についての便益の提供

（乙及び丙の役割）

第3条 乙は、乙の支部（丙）を通じて、次の各号に掲げる役割を担う。
 (1) 行政書士による成年後見業務の推進に真摯に取り組む、その活動及び成果を定期的に甲に報告する。
 (2) 乙の支部（丙）の役員を選任・変更があった場合、甲に報告する。
 (3) 乙の支部（丙）は、甲との協力関係が乙及び丙の事業推進に必要不可欠であることを確認し、良好な関係維持に努める。

（事務所）

第4条 乙の支部（丙）の事務所は、甲の事務所内に置く。
 2 前項により丙が負担する費用、支払い方法及び事務所の一部を使用するにあたり必要な事項は、別途甲と乙の支部（丙）の覚書を交わすこととする。

（便益の提供）

第5条 甲は、第2条第4号に基づき、次の各号に掲げる便益を提供する。なお、提供の範囲については別途協議する。
 (1) 電話・インターネット等の通信インフラ
 (2) コピー機等の事務機器
 (3) 会議スペース
 (4) その他事務局運営に必要な便益

（研修）

第6条 甲及び乙の支部（丙）は、成年後見に関する研修を共同して開発し実施することができる。なお、詳細については、別途協議する。

（共同事業）

第7条 甲及び乙の支部（丙）は、賛同交歓会の開催、成年後見に関する市民公開講座、相談会等の開催及び共同広告等の共同事業を行うことができる。なお、事業の詳細については、別途協議する。

（情報交換等）

第8条 甲と乙の支部（丙）は、情報交換及び情報提供のため、必要に応じて会議を開催する。

（決算報告）

第9条 乙の支部（丙）は甲に対して、毎会計年度終了後に支部の決算報告を行う。

（協定の有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の3か月前までにいずれか特段の意思表示がない場合は、更に2年間更新されたものとし、その後も同様とする。

（その他）

第11条 その他本協定に定めのない事項については、別途協議する。また、本協定の各条項の解釈に疑義を生じたときも同様とする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年3月18日

甲 群馬県前橋市日吉町一丁目8番地1
 (前橋商工会議所会館4F)
 群馬県行政書士会
 会長 古田島 俊兼

乙 東京都港区虎ノ門四丁目1-28
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター
 理事長 田後 隆二

丙 群馬県前橋市日吉町一丁目8番地1
 (前橋商工会議所会館4F)
 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部
 支部長 上原 謙平



令和5年度 群馬県士業協議会定例会

群馬県行政書士会 会長 古田島 俊憲

令和6年2月16日、ホテルラシーネ新前橋において群馬県士業協議会定例会が開催されましたので、下記のとおりご報告いたします。

1. 日 時 令和6年2月16日（金）午後4時から
2. 場 所 ホテルラシーネ新前橋 3階「百合の間」
3. 参加者 群馬県士業協議会加盟団体（7団体）より計31名
（群馬土地家屋調査士会、群馬司法書士会、群馬県測量設計業協会、群馬県社会保険労務士会、群馬県建築士事務所協会、関東信越税理士会群馬県支部連合会、群馬県行政書士会）

4. 概 要

上記7団体より構成される群馬県士業協議会では、年1回定例会を開催しており、令和5年度は群馬土地家屋調査士会が当番会となり開催され、以下の3件の議題について情報交換が行われました。

- （1）会員に対する災害見舞金制度について（議題提案団体：群馬県社会保険労務士会）
- （2）協定を締結している団体名及びその効果について（同：群馬県行政書士会）
- （3）会員のメンタルヘルスについて（同：群馬司法書士会）

5. 総 括

（1）について、当会からは群馬県行政書士会慶弔規程内記載の災害見舞金について説明を行いました。（2）については、当会より提案した議題であり、各団体から協定を締結している内容の詳細を説明していただきました。（3）については、現状会員のメンタルヘルスについては対応をしていない旨の回答をしましたが、他の団体も対応していないという回答が多数を占めていました。会員のメンタルヘルスの対応をしている少数団体の内容を参考にして、今後当会としても検討する必要があると認識しました。

総務部からのお願い

職務上請求書の払出は月2回行っております。

実施日に来局しての購入の場合は3日前までに予約をお願いします。

使用済の確認に時間を要しますので、購入申込書、誓約書を事前に記入し、一般倫理研修修了証のコピーをご準備の上、来局をお願いいたします。

なお、郵送の場合も3日前までに事務局へ届くようお送りください。

※職務上請求書取扱説明書(特にP81~84)を良くお読みいただき、適正にご使用し、控え綴りをご提出ください。
(相続手続きはP42を参考にしてください。)

当該説明書は、令和5年7月に送付しました広報誌に同封しました。また日行連ホームページにも掲載しております。

〈予約先〉 電話 027-234-3677 Eメール office@gunma-gyosei.jp



知っ得情報!!

会長 古田島 俊憲

今回は群馬県行政書士会が、昨年度広報活動として新聞、ラジオ等の媒体（メディア）に広告掲載や周知活動を行った実績についてご紹介します。これらは、各メディアを有効活用することにより、行政書士制度広報月間の周知活動や行政書士の周知、普及活動を図っていくものです。実際、2月22日に行政書士記念日事業として開催した電話、対面無料相談会の実施を新聞紙面に掲載したところ、当該記事を見て相談に訪れた方もいらっしやったりと一定の効果は上げております。

令和5年度 各メディアへの広告掲載・周知活動実績

時 期	メディア名	内 容
令和5年 6月	上毛新聞	世界遺産特集
令和5年 7月	群馬テレビ	高校野球放映
令和5年 9月	FMぐんま	防災特集
令和5年10月	上毛新聞・読売新聞	行政書士制度広報月間 (本会・各支部：無料相談会案内)
令和6年 1月	上毛新聞	年賀広告
令和6年 2月	上毛新聞・読売新聞	行政書士記念日事業告知

今後も、行政書士制度の周知や行政書士の知名度・地位向上のために、各メディアを有効活用してまいります。

戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について

要 予 約 TEL 027-234-3677 Eメール office@gunma-gyosei.jp
FAX 027-233-2943

払出日3日前まで予約受付（土日除く）

必ず事前予約をお願いします。予約がない場合はお断りすることもあります。

1. 令和6年8月～令和7年3月 払出日（いずれも13:30～16:30まで）

R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月
9日(金)	11日(水)	9日(水)	13日(水)	11日(水)	8日(水)	12日(水)	12日(水)
28日(水)	25日(水)	23日(水)	27日(水)	25日(水)	22日(水)	26日(水)	26日(水)

※ 8月の第2水曜日は事務局が夏季休業のため、9日(金)となります。

2. 金 額 1冊 2,200円（税込）

3. 持 ち 物 購入に必要な書類

- ・使用済職務上請求書（2回目以降の購入の場合）・職印・購入申込書・誓約書
- ・一般倫理研修修了証（写）購入の際都度必要です。

4. 払出方法

（1）予約をしたうえで確認日に来局する方法

あらかじめ予約をしたうえで、確認日に来局してください。午後1時30分から30分刻みで16時30分まで予約を受け付けています。

予約は各確認日の3日前までに行ってください。使用済み職務上請求書控え綴りを仔細に確認しますので、作業には30分程度かかる場合があります。

お待たせする場合があります。ご了承ください。

添付の購入申込書と誓約書を予め記入の上、来局ください。

（2）郵送等で購入の申し込みを行う方法（確認日に来局することができない場合）事務局へ郵送する場合は、簡易書留でお送りください。

確認日に来局することができない場合は、あらかじめ簡易書留又は持参により必要書類を事務局に提出してください。

確認日の3日前までに事務局に到達した購入申込書等を確認し、記載内容に問題がない場合は、本人限定受取郵便又は直接の引き取りにより払出しを行います。

※直接事務局で引き取りの場合、行政書士本人以外にお渡しはできません。お気をつけください。

料金は、本人限定受取郵便の場合は、同封の請求書に記載してある振込先に送金し、直接の引き取りの場合は、事務局職員に現金でお支払いください。

※郵送等で購入の申し込みを行う場合は、購入申込書等必要書類のほかに、

①引き取りの方法（「郵送」又は「直接（引取予定日を含む）」）

②携帯電話番号を記載した添え状を提出してください。

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
3	4	総務部開催 日本行政書士会連合会 義務研修 「一般倫理研修会」集合研修		中島副会長兼部員
3	6	行政ぐんま校正会議	①行政ぐんま 192 号の校正について ②行政書士記念日事業の実施結果について ③令和 6 年度の広告について	吉田副会長、服部部長、仲道副部長、 小林、柳、岩井、天田各部員
3	8	入会者 2 名		古田島会長
3	11	開発許可申請手続き意見交換会（群馬県庁）		古田島会長、大原部長、 飯島支部長兼G担当員、徳江、太田 各支部長、堀越G担当員
3	12	業務推進グループ 相続業務分科会 相続業務に関する勉強会 ①「公正証書遺言の作成過程について」中澤望先生 ②「寄付条項のある遺言について」新井優子先生 ③「遺言書（二次相続人不在のケース）」新井清明先生		古田島会長、吉田GL、上原G担当員
3	13	職務上請求書払出し日		中島副会長、大原部長
3	18	理事会	<p><審議事項> ①コスモス成年後見サポートセンター群馬 県支部との協定について ②会費の不能欠損について ③群馬県行政書士会会則施行規則の一部 改正案について ④令和 6 年能登半島地震に係る支援金およ び義援金の支出について ⑤令和 6 年度行政書士試験場責任者の選 任について</p> <p><協議事項> ①令和 6 年度群馬県行政書士会総会に係る 事業計画及び予算案について ②令和 5 年度群馬県行政書士会総会に係る 事業報告案について ③令和 6 年度定時総会準備について ④令和 6 年度総会議事運営委員(理事)の 選任について ⑤当面の会務運営について</p> <p><報告事項> ①理事の辞任による補欠理事の選任について ②県総務部市町村課からの通知について ③令和 5 年度士業協議会定例会について ④日行連及び関地協報告について ⑤各部報告</p>	古田島会長、 山田、吉田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、 服部、塩野各常任理事 上原、齋藤、剣持、黒川、並木、 本間、中澤、新井、尾池、高橋、仲道、 小林、柳、岩井、天田、吉岡、佐藤、 田島、大谷各理事 古田支部長会議長
3	18	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	古田島会長、亀田委員長、山田、 吉田(明)、中島、清水、後藤、菅野、 大原、服部、塩野、吉田(憲)各委員
3	19	許認可業務・法務業務部主催 新入会員研修会 「行政書士としての法令遵守の徹底について」 講師：群馬県市町村課担当者 「遺言の相談受理要領について」 講師：新井清明副部長 「自動車登録・車庫証明業務について」 講師：新井高男会員 「入管業務について」 講師：服部成二常任理事 「建設業務について」 講師：塩野有希 常任理事		古田島会長、山田副会長、大原部長、 新井副部長、尾池、高橋、藤生各部員
3	25	支部長会	①本会からの報告事項 ②各部の事業執行状況について ③各支部の報告事項等について	古田島会長、 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各部長 古田支部長会議長、 池田、飯島各支部長会議副議長、 中山、坂井、廣川、根岸、須藤、佐藤、徳 江、太田各支部長、宮崎副支部長
3	26	日本郵便との意見交換会		古田島会長、山田、中島、亀田各副会長
3	27	職務上請求書払出し日		清水、塩野各部長

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員 …業務推進グループ担当員

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
4	8		入会者 4名	古田島会長
4	10		職務上請求書払出し日	服部部長、上原副部長
4	11	経理部会	①令和5年度決算について ②令和6年度予算について	古田島会長、山田副会長、後藤部長 剣持副部長、黒川部員
4	11	総務部会	①令和6年度総会準備について ②令和6年度顕彰について ③一般倫理研修規則案について ④職務上請求書の払い出しについて	古田島会長、中島副会長兼部員、 清水部長、上原副部長、齋藤部員
4	16	決算監査	①令和5年度監査の実施について	古田島会長、山田副会長、後藤部長、 品矢、荒井、柳生各監事
4	22	常任理事会	<p><審議事項> 【議案第1号】令和6年度定時総会に提出する議案について <定時総会議案第1号>令和5年度事業報告（会務概要及び会務運営報告） <定時総会議案第2号>令和5年度事業報告（収支決算報告及び監査報告） <定時総会議案第3号>令和6年度事業計画（案） <定時総会議案第4号>令和6年度収支予算（案） <定時総会議案第5号>役員承認について 【議案第2号】令和5年度顕彰について 【議案第3号】綱紀委員（補充）の承認について</p> <p><協議事項> ①当面の会務運営について</p> <p><報告事項> ①令和6年度定時総会準備について ②各部報告</p>	古田島会長、 山田、吉田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事 吉田支部長会議長
4	22	理事会	<p><審議事項> 【議案第1号】令和6年度定時総会に提出する議案について <定時総会議案第1号>令和5年度事業報告（会務概要及び会務運営報告） <定時総会議案第2号>令和5年度事業報告（収支決算報告及び監査報告） <定時総会議案第3号>令和6年度事業計画（案） <定時総会議案第4号>令和6年度収支予算（案） <定時総会議案第5号>役員承認について 【議案第2号】令和5年度顕彰について 【議案第3号】綱紀委員（補充）の承認について</p> <p><協議事項> ①当面の会務運営について</p> <p><報告事項> ①令和6年度定時総会準備について ②各部報告</p>	古田島会長、 山田、吉田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事 上原、齋藤、剣持、黒川、並木、本間、中澤、新井、尾池、藤生、高橋、仲道、小林、柳、岩井、天田、吉岡、佐藤、田島、大谷各理事 オブザーバー： 吉田支部長会議長、荒井監事
4	22	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	古田島会長、亀田委員長、山田、 吉田（明）、中島、清水、後藤、菅野、 大原、服部、塩野、吉田（憲）各委員
4	24		職務上請求書払出し日	山田副会長、齋藤部員
4	26		入会者 5名	古田島会長

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

会務報告 5月

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
5	8	綱紀委員会	①諮問事項の検討について	穂苅委員長、高田副委員長、 笛木、安田、高木、土屋、山口、北川各 委員
5	8	職務上請求書払出し日		中島副会長兼部員、吉田副会長
5	10	入会者 5名		古田島会長
5	21	常任理事会	①令和6年度定時総会について	古田島会長、 山田、吉田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各 常任理事、吉田支部長会議長
5	21	議事運営委員会	①令和6年度定時総会について	古田島会長、中島副会長兼部員、 清水部長、上原副部長、 岩村、中澤各議長候補者、 萩原、岩崎、荒井、井手口、猿谷、齋藤、 並木各議事運営委員
5	21	常任理事会・総務部会・議事運 営委員会合同会議	①令和6年度定時総会および定期大会進行 について ②議事進行及び議運申し合わせ事項について	古田島会長、 山田、吉田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各 常任理事、吉田支部長会議長 上原総務副部長、 岩村、中澤各議長候補者、 萩原、岩崎、荒井、井手口、猿谷、齋藤、 並木各議事運営委員
5	21	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	古田島会長、亀田委員長、山田、 吉田(明)、中島、清水、後藤、菅野、 大原、服部、塩野、吉田(憲)各委員
5	22	職務上請求書払出し日		古田島会長、亀田副会長、清水部長
5	24	入会者 7名		古田島会長
5	28	令和6年度群馬県行政書士会 定時総会		

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

会務報告 6月

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
6	7	国際業務・デジタル社会部会議	①令和6年度事業について ②東京入管高崎出張所で行う相談事業について ③許認可業務・法務業務部が開催する入管業 務の基礎に関する研修会の講師について	古田島会長、吉田副会長、 塩野部長、吉岡副部長、 佐藤、田島、大谷各部員
6	10	東京出入国在留管理局高崎出張所での相談事業		塩野部長、田島部員
6	10	行政ぐんま企画会議	①行政ぐんま193号の企画について ②令和6年度広報関連事業について ③令和6年度行政書士制度広報月間について	古田島会長、吉田副会長、服部部長、 仲道副部長、小林、柳、岩井、天田各部 員
6	12	職務上請求書払出し日		上原副部長、吉田支部長会議長
6	13	許認可・法務業務部会議	①令和6年度研修事業について	古田島会長、山田副会長、大原部長、 新井副部長、高橋部員
6	14	常任理事会	<審議事項> 【議案第1号】 群馬県行政書士会会則第16条第2項による 会員処分について	古田島会長、 山田、中島各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各 常任理事 吉田支部長会議長
6	14	理事会	<協議事項> ①当面の会務運営について <報告事項> ①能登半島地震における被害に係る支援金 の支給について ②暴力団等排除対策協議会専門員の委嘱に ついて ③各部報告	古田島会長、 山田、中島各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各 常任理事 上原、中澤、刃持、黒川、並木、本間、根岸、 高橋、藤生、仲道、小林、柳、岩井、 天田、吉岡、佐藤、田島、大谷各理事 オブザーバー：吉田支部長会議長、穂 苅委員長
6	21	支部長会	①本会からの報告事項 ②各部の事業執行状況について ③各支部の報告事項等について	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各 副会長、 清水、後藤、大原、服部、塩野各部長、 吉田支部長会議長、 池田、飯島各支部長会副議長、 坂井、廣川、須藤、佐藤、徳江、大竹、 太田各支部長、新井副支部長
6	24	行政ぐんま編集会議	①行政ぐんま193号の編集について ②令和6年度広報月間について ③HPについて	吉田副会長、服部部長、 仲道副部長、小林、柳、岩井、天田各部 員
6	26	職務上請求書払出し日		後藤部長、齋藤部員
6	28	日行連関東地方協議会 会長会議		古田島会長

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員



令和5年度入会前説明会 報告

太田支部 平田麻衣子

03

令和6年2月26日(月)13時30分から、前橋商工会議所会館3階のリリィにて、入会前説明会を開催しました。この説明会は、行政書士試験の合格発表後の2月または3月に、群馬県行政書士会への登録を検討している方々に向けて、登録手続きの説明や不安を解消する目的で行われ、今回で4回目となりました。今回は登録直後の方々もご参加いただき、20名以上の方にご参加いただきました。

中島副会長が司会進行し、最初に古田島会長から行政書士業務の全体像について説明があり、次に塩野常任理事より入管業務に関する説明が行われ、最後に高崎支部の岩崎先生と私から開業体験談をお話しさせていただきました。

説明後の質問時間では、登録手続きのほか、開業後の業務獲得や実務の習得方法、研修に関する様々な質問が寄せられ、参加者の意欲を感じるものでした。

この説明会が、新入会員の方々の一助となり、行政書士制度の発展に貢献できれば幸いです。参加された皆様が行政書士として登録し、ご活躍されることを心から願っています。

令和5年度新入会員研修会(後期) 参加報告書

渋川支部 小林 由宣

1. 日 時：令和6年3月19日
2. 場 所：前橋商工会議所
3. 参加者：27名
4. 研修内容：(1) 行政書士としての法令遵守の徹底について(群馬県総務部市町村課)
(2) 遺言の相続受領要項について(新井清明先生)
(3) 自動車登録・車庫証明業務について(新井高男先生)
(4) 入管業務について(服部成二先生)
(5) 建設業務に関するロールプレイ
(6) 建設業務について(塩野有希先生)

令和6年3月19日に新人会員研修会が実施されました。

今回の研修では、遺言業務、自動車登録・車庫証明業務、入管業務、建設業務についての研修が行われました。

令和5年11月から行政書士業務を開業した私にとって、携わったことのある業務もあれば、初めて勉強する業務もありました。実際に第一線で活躍されている講師の先生方の講義はどれも勉強になる内容ばかりでした。中でも建設業務の講義は、ロールプレイ形式のものであったため、具体的な事案での学習ができ、とても勉強になりました。また、私自身が普段の業務でも建設業務を扱ったことがある為、より深く理解することができました。私がこの講義で最も印象深かったのは、講師を務めてくださった中島先生が、建設業務で顧客との信頼関係を築くことで、様々な業務に広げることができることを教えてくださったことです。他の業務も任せたいと思われるような信頼できる行政書士になることが大切だと教えてくださりました。

研修後の名刺交換の時間には、講師の先生方や同じ新人会員との交流会が行われました。新人会員の中でも専門業務が多岐に渡っていたこと、既に多くの業務をこなしている新人会員がいることに驚いたと同時に、私も負けてられないと思いました。

今回の研修会において、講義では行政書士業務の様々な専門知識と、行政書士業務を行う上での心構えを学び、交流会では幅広い分野で活躍する新人会員や講師の先生方から、行政書士業務の将来への希望と、共に切磋琢磨していける交友関係を得ることができました。

館林信用金庫での職員研修会

副会長 吉田 明浩

令和6年3月7日、館林信用金庫（以下「たてしん」といいます）本店において、たてしんの職員向け研修会が開催されました。開催にあたり、本会に対して講師の派遣依頼があり、下記のとおりスケジュールで講師を務めました。今回の講師依頼は、令和5年11月9日にたてしんと本会との間で締結した包括的連携協定に基づいたものです。

本研修会は、たてしんの全支店の職員を対象としたもので、出席者は、窓口業務を行なう女性職員と、比較的若手の男性職員の方々でした。出席者の人数は21名でした。

質問事項に関しては、たてしんより事前に送付されていましたが、全支店から合計15件の質問があり、いずれも実務的な質問ばかりで充実したものでした。

たてしんとの間では、今後も包括的連携協定に基づき、活動が継続されていくと思われませんが、今回の研修会についても今後のたてしんの営業に非常に役立つとの感想も頂いておりますので、充実したものであったと考えております。

記

日 時 令和6年3月7日木曜日 午後3時

場 所 館林信用金庫本店4階

本会関係出席者 古田島俊憲 会長
吉田 明浩 副会長
新井 清明 業務推進グループ員
太田 雅仁 館林支部長
本間ケイ子 館林副支部長

研修内容

1 行政書士の業務内容について

～行政書士の活用場面について～ 吉田 明浩 副会長

2 相続手続き総論

新井 清明 業務推進グループ員

3 成年後見制度 ～主に任意後見制度について～

吉田 明浩 副会長

4 質問事項への回答

吉田 明浩 副会長





令和5年度 開発許可申請手続き意見交換会

報告者 令和6年3月18日 館林支部長 太田雅仁

日時：令和6年3月11日（月）午後1時30分から
場所：群馬県庁舎29階292会議室

県職員（県土整備部建築課）出席者：
補佐（開発係長） 茂原 弘慎 様
開発係主幹 古郡 健吾 様
開発係主任 小山 雅史 様

行政書士会出席者：
会長 古田島 俊憲
許認可業務・法務業務部長 大原 岳
業務推進グループ担当員 堀越 義幸
伊勢崎支部長、業務推進グループ担当員 飯島 正暢
沼田支部長 徳江 真治
館林支部長 太田 雅仁
事務局長 渡辺 真理子

出席予定者の集合により午後1時30分を待たず、古郡主幹の司会により意見交換会は開始されました。主催者である茂原補佐のあいさつ、古田島会長のあいさつを経て、まずは県からの情報提供が行われました。

情報提供

1、改正都市計画法（令和4年4月1日）施行後の状況報告

改正都市計画法についての近況報告として、相談実績の情報提供がありました。

- ・災害レッドゾーンの開発規制の強化
：相談実績はない。非自己に加え、自己業務施設が対象となったが、従前から災害レッドゾーンを含む開発行為はない。
- ・災害ハザードエリアからの移転の促進
：相談実績はない。災害レッドゾーンから同一市街化調整区域への移転となるが、対象自体が少ない。
- ・市街化調整区域の浸水想定区域等における開発規制の厳格化
：許可実績あり。許可申請以外の相談も増えている。玉村町、大泉町、邑楽町(赤堀地区除く)の浸水深3m以上の区域が対象となるが、県許可している実績は玉村町のみである。

2、群馬県開発審査会への付議件数等推移についての情報提供以下の表のとおり

群馬県開発審査会への付議件数等の推移（過去5年）

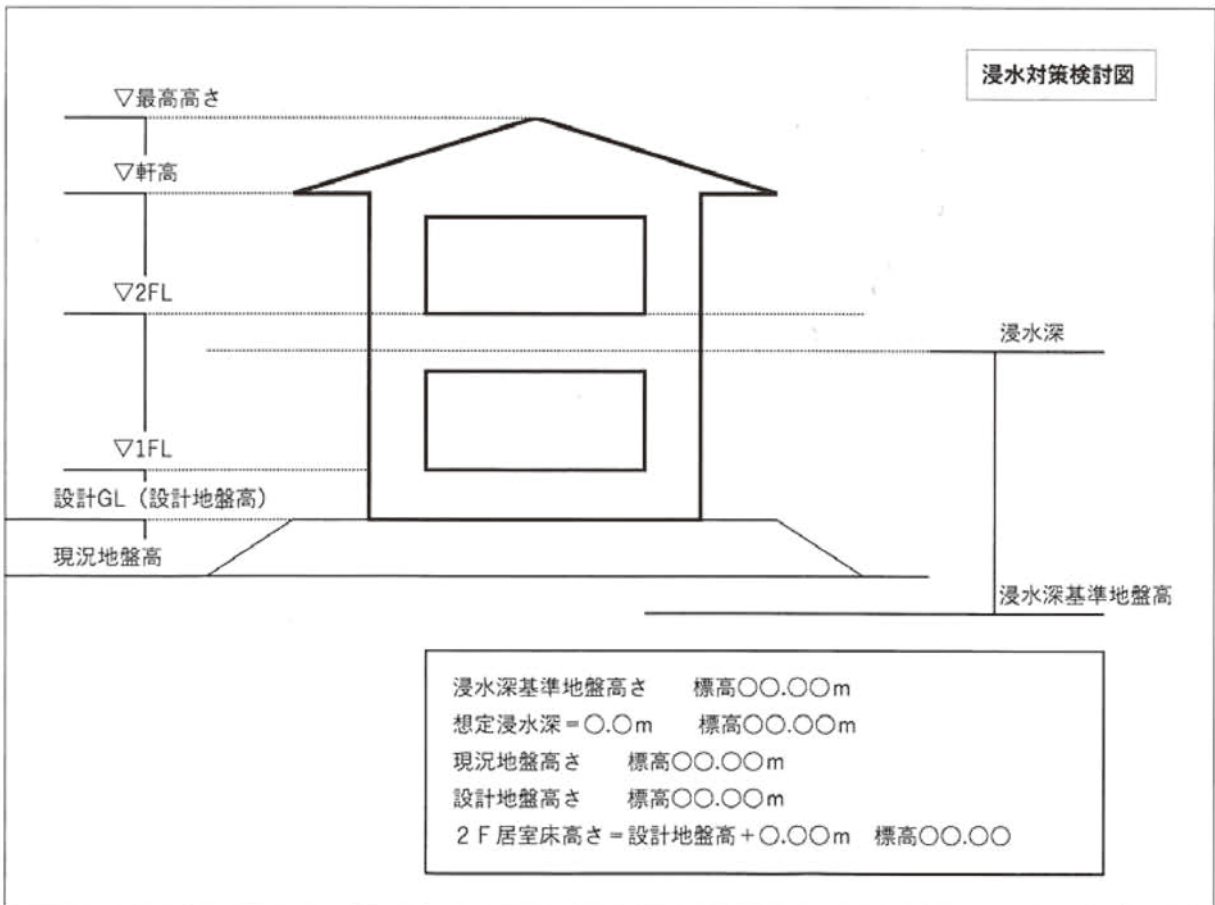
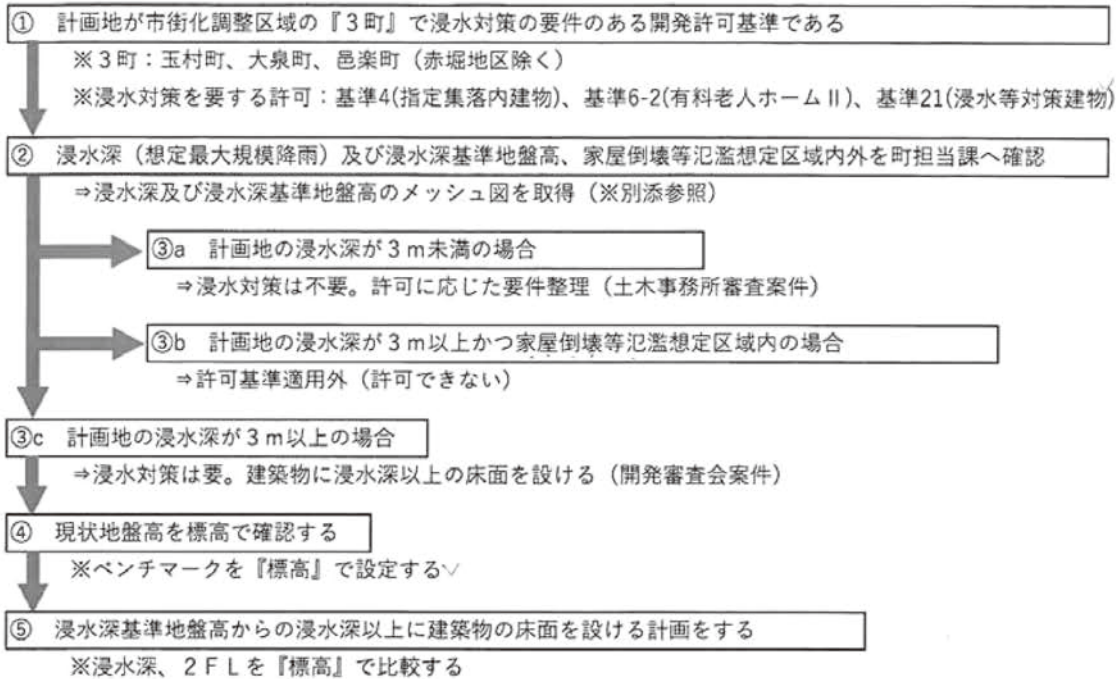
年度	県	(浸水)	桐生市	(浸水)	館林市	(浸水)	藤岡市	(浸水)	合計件数 (件)	開催回数 (回)
令和元年度	10	/	0	/	2	/	0	/	12	8
令和2年度	13	/	0	/	4	/	2	/	19	9
令和3年度	6	/	0	/	2	/	4	/	12	8
令和4年度	10	4	0	0	7	—	9	1	26	11
令和5年度	7	2	0	0	4	—	4	1	15	8

基準21の創設

※令和5年度は、2月審査会までの実績

3、市街化調整区域内で浸水対策を要する許可手続きのフローについて資料提供
 手続きフロー

市街化調整区域内で浸水対策を要する許可手続きフロー



参照資料 浸水深メッシュ図

3.399	3.509	3.509	3.209	3.309	3.229	3.018	3.006	3.206	3.306	3.206	3.209	3.009	3.109	3.309	3.509	3.307	3.307	3.307	3.107	3.207	2.910	3
3.294	3.499	3.388	3.188	3.168	3.088	3.224	3.193	3.193	3.193	3.193	3.092	3.092	3.192	3.292	3.492	3.499	3.399	3.399	3.015	3.011	3.292	3
3.594	3.488	3.188	3.088	3.188	3.388	3.493	3.293	3.293	3.093	3.293	3.392	3.092	3.092	3.392	3.392	3.315	3.399	3.299	3.499	3.411	3.511	3
3.594	3.488	3.388	3.288	3.288	3.488	3.693	3.393	3.393	3.093	3.293	3.119	3.192	3.192	3.392	3.492	3.315	2.799	2.999	3.799	3.799	3.792	3
3.394	3.288	3.288	3.388	3.288	3.388	3.493	3.493	3.493	3.293	3.293	3.292	3.192	3.492	3.492	3.492	2.899	2.899	2.799	3.799	3.799	3.992	3
3.294	3.188	3.088	3.388	3.488	3.588	3.593	3.593	3.324	3.393	3.393	3.192	3.192	3.492	3.492	3.492	3.199	3.199	2.899	3.799	3.899	3.792	3
3.293	3.158	3.258	3.258	3.658	3.658	3.552	3.424	3.152	3.052	3.152	3.353	3.253	3.353	3.453	3.315	3.347	3.247	3.447	3.847	3.747	3.846	3
3.593	3.458	3.358	3.658	3.658	3.658	3.752	3.352	3.152	3.027	3.052	3.253	3.353	3.353	3.353	3.253	3.247	3.347	3.847	3.847	3.847	3.746	3
3.493	3.658	3.458	3.658	3.658	3.558	3.552	3.352	3.452	3.052	3.052	3.353	3.553	3.553	3.553	3.353	3.347	3.347	3.747	3.847	3.847	3.846	3
3.493	3.658	3.558	3.558	3.558	3.758	3.652	3.352	3.552	3.252	3.352	3.553	3.553	3.553	3.227	3.453	3.447	3.547	3.847	3.847	3.747	3.946	3
3.593	3.658	3.558	3.558	3.558	3.758	3.652	3.352	3.552	3.252	3.352	3.553	3.553	3.453	3.153	3.153	3.247	3.547	3.547	3.847	3.947	3.846	3
3.455	3.652	3.552	3.652	3.652	3.53	3.344	3.544	3.644	3.427	3.327	3.439	3.539	3.439	3.139	3.139	3.434	3.534	3.534	3.834	3.934	3.841	3
3.555	3.552	3.652	3.752	3.652	3.552	3.444	3.644	3.644	3.644	3.444	3.639	3.539	3.339	3.239	3.239	3.434	3.734	3.734	3.534	3.834	3.841	3
3.555	3.652	3.652	3.852	3.952	3.752	3.744	3.744	3.644	3.744	3.744	3.639	3.539	3.339	3.239	3.339	3.734	3.934	3.834	3.734	3.834	3.841	3
3.455	3.652	3.652	3.552	3.852	3.852	3.744	3.744	3.744	3.844	3.844	3.739	3.739	3.639	3.639	3.439	3.934	3.834	3.934	3.934	3.634	3.741	3
3.555	3.652	3.752	3.752	3.752	3.952	3.844	3.944	3.844	3.844	3.644	3.739	3.839	3.839	3.739	3.839	3.934	3.834	3.934	3.834	3.826	3.741	3
3.753	3.650	3.650	3.850	3.850	3.750	3.746	3.846	3.846	3.946	3.846	3.817	3.917	3.917	3.817	3.917	3.911	3.911	3.911	3.711	3.826	3.726	3
3.553	3.650	3.650	3.750	3.850	3.850	3.946	3.946	3.846	3.946	4.046	3.917	3.917	4.017	3.917	3.917	3.911	4.011	4.011	3.811	3.911	3.826	3
3.553	3.650	3.650	3.650	3.850	3.850	3.946	3.846	3.846	3.946	3.946	3.917	3.917	4.017	3.917	3.917	3.911	4.011	3.911	3.911	3.937	3.905	3
3.453	3.650	3.650	3.650	3.750	3.850	3.946	3.846	3.846	3.946	3.946	4.117	3.817	4.017	3.917	4.017	3.811	3.911	4.111	4.034	4.037	3.937	3
3.453	3.650	3.750	3.750	3.750	3.850	3.846	3.846	3.846	3.846	4.046	3.817	3.732	3.817	3.917	3.917	4.011	4.011	4.011	4.034	4.037	4.037	4
3.548	3.649	3.549	3.749	3.749	3.849	3.846	3.846	3.846	3.846	4.146	3.875	3.732	3.775	3.875	3.875	3.878	4.078	3.978	3.978	4.078	3.952	4
3.548	3.549	3.449	3.749	3.749	3.849	3.746	3.846	3.946	3.846	3.732	3.775	3.875	3.875	3.975	3.975	3.978	3.978	4.034	4.078	4.078	4.052	4
3.548	3.549	3.449	3.749	3.749	3.849	3.746	3.846	3.946	4.046	3.746	3.675	3.675	3.975	3.975	3.975	4.078	4.039	4.078	4.039	4.046	4.152	4
3.348	3.549	3.649	3.749	3.749	3.749	3.746	3.846	3.846	4.046	3.746	3.675	3.675	3.975	3.975	3.975	4.078	4.039	4.078	4.139	4.078	4.052	4
3.348	3.449	3.749	3.635	3.849	3.749	3.846	3.846	3.846	3.746	3.846	3.775	3.875	4.075	3.975	4.275	4.078	4.078	4.178	4.078	4.078	4.146	4
3.447	3.513	3.535	3.713	3.713	3.713	3.787	3.787	3.734	3.687	3.787	3.739	3.875	3.975	4.075	3.975	4.039	4.164	4.164	4.164	4.064	4.053	4
3.547	3.636	3.613	3.635	3.813	3.713	3.787	3.787	3.787	3.787	3.887	3.875	3.875	4.075	3.975	3.975	4.064	4.264	4.139	4.064	4.064	4.153	4
3.447	3.636	3.713	3.635	3.713	3.813	3.787	3.787	3.787	3.787	3.887	3.875	3.875	4.075	3.975	3.975	4.164	4.164	4.164	4.164	4.164	4.153	4

参照資料 基準地盤高

55.9055.80	55.90	56.00	56.50	56.40	56.50	56.30	56.20	56.10	56.00	56.00	56.10	56.10	56.20	56.10	56.30	56.20	56.20	56.30	56.10	56.10	56
55.9055.80	55.80	55.90	56.30	56.20	56.30	56.40	56.40	56.30	56.00	56.00	56.10	56.20	56.20	56.00	56.00	56.00	56.10	56.20	56.10	56.20	56
55.7055.80	55.80	55.80	56.00	56.10	56.20	56.30	56.40	56.20	56.10	56.00	56.10	56.20	56.20	55.90	55.90	55.90	56.00	56.00	56.10	56.10	56
55.8055.80	55.80	55.90	55.90	56.00	56.20	56.20	56.20	56.10	56.00	56.00	56.10	56.20	56.00	55.90	55.90	55.90	56.00	56.00	56.10	56.10	56
55.8055.80	55.80	56.00	56.00	55.80	56.00	56.20	56.10	56.00	56.00	56.00	56.10	56.10	55.90	55.80	55.80	55.90	56.00	56.10	56.10	56	
55.8055.90	55.80	56.00	56.00	55.80	55.80	56.00	56.10	56.00	56.10	56.00	56.10	56.10	55.80	55.80	55.80	56.00	56.00	56.00	56.00	56	
55.9055.80	56.10	56.10	56.00	56.00	55.80	56.00	56.10	56.00	56.10	56.00	56.10	56.10	55.80	55.70	56.40	56.30	55.90	55.60	55.50	55	
55.8055.70	55.80	56.10	56.00	55.90	55.80	55.80	55.90	56.00	56.00	55.90	56.10	56.10	55.70	55.80	55.70	56.40	56.30	55.90	55.60	55.50	55
55.7056.10	55.90	55.80	55.90	55.90	55.70	55.70	56.80	55.90	55.90	55.90	56.00	56.00	55.80	55.70	56.20	56.40	56.50	56.40	55.90	55.50	55
55.8056.10	56.00	55.90	55.90	55.60	55.60	55.60	55.70	55.80	55.90	55.90	55.90	55.80	55.70	56.00	56.40	56.40	55.70	55.50	55.50	55	
56.0056.00	56.00	55.90	55.80	55.60	55.50	55.60	55.90	56.10	56.10	55.80	55.90	55.70	55.70	55.70	55.90	55.90	55.50	55.40	55.50	55	
55.7055.80	56.00	55.90	55.90	55.50	55.50	55.80	56.00	56.00	56.10	56.10	56.10	55.80	55.70	55.80	55.90	55.90	55.70	55.40	55.50	55.40	55
55.6055.50	55.70	55.80	55.80	55.60	55.50	55.90	55.80	56.10	56.10	56.10	56.00	55.70	55.80	55.80	55.80	55.90	55.60	55.50	55.60	55.80	55
55.6055.50	55.50	55.60	55.60	55.50	55.60	55.90	55.70	55.80	56.00	56.00	55.80	55.80	55.80	55.70	55.70	55.80	55.50	55.90	55.90	55.90	55
55.6055.50	55.60	55.60	55.50	55.60	55.70	55.90	55.60	56.00	56.00	55.90	55.70	55.80	56.00	56.00	55.90	55.70	55.60	55.90	55.90	55.90	55
55.7055.50	55.60	55.70	55.60	55.50	55.80	55.60	55.50	55.60	55.70	55.60	55.60	55.70	56.00	56.00	55.80	55.60	55.60	55.70	55.90	55.90	55
55.8055.60	55.60	55.50	55.50	55.60	55.70	55.40	55.50	55.60	55.60	55.50	55.70	55.90	55.80	55.90	55.60	55.40	55.50	55.50	55.60	55.70	55
55.8055.70	55.60	55.50	55.50	55.50	55.40	55.50	55.50	55.60	55.50	55.50	55.50	55.80	55.90	55.90	55.30	55.40	55.40	55.30	55.50	55.60	55
55.8055.70	55.60	55.50	55.50	55.40	55.40	55.40	55.40	55.60	55.40	55.40	55.40	55.40	55.40	55.40	55.40	55.40	55.30	55.30	55.20	55.50	55
55.8055.60	55.60	55.50	55.50	55.40	55.40	55.40	56.40	55.60	55.40	55.40	55.40	55.40	55.30	55.40	55.40	55.30	55.20	55.40	55.20	55.30	55
55.7055.60	55.50	55.50	55.40	55.40	55.40	55.40	55.30	55.50	55.30	55.40	55.30	55.40	55.30	55.40	55.40	55.30	55.20	55.40	55.20	55.30	55
55.7055.60	55.50	55.50	55.50	55.40	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.20	55.30	55.30	55.30	55.30	55.20	55.20	55.40	55.20	55.20	55
55.7055.90	55.70	55.60	55.50	55.40	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.20	55.40	55.30	55.30	55.20	55.20	55.30	55.10	55.20	55
55.7055.60	55.70	55.50	55.40	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.20	55.30	55.30	55.20	55.20	55.20	55.20	55.20	55.20	55.00	55.00	55.10	55
55.7055.60	55.60	55.60	55.40	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.20	55.20	55.30	55.40	55.30	55.20	55.20	55.20	55.20	55.00	55.00	55.00	55
55.7055.70	55.60	55.50	55.40	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.40	55.30	55.30	55.30	55.30	55.10	55.10	55.10	56.10	55
55.7055.70	55.70	55.60	55.50	55.30	55.30	55.20	55.30	55.20	55.30	55.30	55.30	55.40	55.20	55.20	55.10	55.20	55.00	55.10	55.10	55.10	55
55.7055.70	55.70	55.60	55.40	55.40	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.50	55.40	55.30	55.20	55.20	55.00	55.00	55.00	55.00	55.00	55
55.8055.80	55.60	55.50	55.50	55.50	55.40	55.50	55.30	55.30	55.40	55.40	55.50	55.40	55.20	55.10	55.10	55.00	55.00	54.90	55.00	55.00	55
55.8055.70	55.50	55.40	55.40	55.40	55.40	55.40	55.40	55.30	55.50	55.50	55.50	55.20	55.10	55.10	55.00	55.00	55.00	55.00	55.00	54.90	55
55.6055.60	55.50	55.50	55.40	55.40	55.30	55.30	55.30	55.40	55.50	55.30	55.30	55.20	55.10	55.10	55.00	55.00	54.90	55.00	55.00	55.00	55
55.6055.40	55.50	55.40	55.40	55.40	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.30	55.20	55.20	55.30	55.20	55.10	55.00	54.90	55.00	55.00	55.00	54

浸水対策の要否を確認するため、以上のフロー、取得資料を基に相談が必要。

4、宅地造成及び特定盛土規制法（令和5年5月26日）に関する情報提供

盛土規制法についての周知と群馬県内における運用についての今後のスケジュールをご提示頂きました。現在は令和7年度からの運用開始に向けての基礎調査の段階にあります。

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）について

◇今後のスケジュール

- ・R5年度：盛土規制法施行、基礎調査の実施（前橋市、高崎市の市域を除く）
- ・R6年度：規制区域(案)に関する市町村意見照会、規制区域指定に係る条例の制定、住民への周知
- ・R7年度：規制区域指定に伴う改正法の運用開始

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度～
盛土規制法	●R4.5.27 公布	●R5.5.26 施行			
基礎調査		→			
市町村意見照会 住民周知			規制区域(案)の公表 →		
区域指定に係る 条例等の改正			→		
規制区域の周知				→	
規制区域の 運用開始					→
(改正前) 宅地造成等規制法	→	最大2年間の経過措置 (従前の宅造規制区域)		→	

※ 規制区域、施行スケジュール等について、前橋市、高崎市と調整を行う。

◇盛土規制法の情報

※ 国土交通省または群馬県HP ⇨ 検索『盛土規制法』（パンフレット裏表紙参照）

その他 開発行為又は建築に関する証明書交付申請審査表（案）の公開について、大規模指定既存集落の廃止（邑楽郡明和町佐貫地区）についての情報提供を頂きました。

質疑応答

以上の情報提供についての質疑が行われました。特に浸水対策の要否を確認するために必要となる基準地盤高の測量方法については、測量機器及び測量技術を要することから、具体的な明示方法について質問がありました。

- ・近傍の基本三角点等の基準点から申請地周辺に標高の引照点を設置することになるが、そもそも基準点が申請地近傍に存在するとは限らない。
- ・官公署保管の下水道台帳等に記載されている周知の現況高のデータ等を用いても良いのか。
- ・GPS、GNSS等の測量機器を用いても良いか。

- ・提示された測量成果の信頼性の検証はどのように行われるのか。
以上については現在のところ明確な指針が無いため、個別案件ごとに整理をすることになるかと思われませんが、今後検討すべき課題の一つであるとの結論に至りました。

また、盛土規制法は開発行為許可申請を取得する案件の場合は適用を受けないこと、浸水対策を要する許可は29条に限らず、43条の「許可」も含むこと等々、質問に対するご回答を頂きました。

2011年の東日本大震災から13年、3月11日は震災が発生した日

この日は震災が発生した日であったことにより、出席者全員で14時46分から1分間の黙とうを行いました。今後起こりうる大規模災害を想定して都市計画法改正の議論は今後も欠かせないものであるかと考えさせられました。

県土整備部建築課 課長 茂木 好文 様のごあいさつ

ご出席の予定はありませんでしたが、会の途中で県土整備部建築課 課長 茂木 好文様に出席頂きました。ご多忙のところ恐縮ながらごあいさつを頂きました。

その他質疑

- ・農地転用を要する開発行為許可申請に関し、農地転用の許可申請との農転調整が行われているかと思われませんが、農地転用許可申請書に属人性のある住宅（分家住宅、大規模指定集落内住宅）である旨を明示して申請したとしても、転用目的が一般住宅用地で許可されることについては混乱を招くのではないのでしょうか。都市計画法と農地法の兼ね合いで致し方ないのでしょうか。→ 状況を確認し、情報を収集してみます。
- ・用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地を一敷地とみなさない必要がある場合に、物理的区画により隔てられていれば一敷地とみなさないことが出来ますが、農地以外の建築物の無い土地（山林、雑種地等）の一部にて建築行為をするため開発許可を取得する場合、その残地となる土地（開発許可及び建築物を築造する予定の無い土地）とは物理的区画で隔てる必要があるとの指導がありました。
この場合物理的区画は必要となるものなのでしょうか。
→ 個別具体的に案件を整理しないとわかりませんが、検討してみます。

閉会

今後も開発行為に関する情報提供を密に行い、県土整備部と行政書士会は相互協力のもとより良い関係を築いていく事を約束し、令和5年度の開発許可申請手続き意見交換会は閉会しました。

業務相談について



会員の皆様が業務を行ううえで、「他の行政書士はどのように処理しているのだろうか？」と疑問に思ったことや、「官公署ごとに運用が異なるので困った。」ということはありませんか。こうした疑問や困りごとに対応するため、業務推進グループでは「業務相談」を行っています。質問がある方は、業務推進グループ(本会)あてにメール等でお問い合わせください。

注：抽象的な御相談にはお答え致しかねます。



令和6年度 日本行政書士会連合会定時総会について

副会長 吉田 明浩

日時 令和6年6月19日（水）午前10時00分から
同月20日（木）午前10時まで
場所 東京會館

定時総会次第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 来賓祝辞
4. 総会成立宣言
5. 議長・副議長の選任
6. 議事録署名人の指名
7. 議事運営委員会の報告
8. 議案審議

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 令和5年度事業報告 |
| 第2号議案 | 令和5年度決算報告 |
| 第3号議案 | 日本行政書士会連合会役員選任規則の一部改正（案） |
| 第4号議案 | 令和6年度事業計画（案） |
| 第5号議案 | 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について（案） |
| 第6号議案 | 令和6年度予算（案） |
| 第7号議案 | 役員（理事）の補欠選任 |

9. 議長・副議長の退任
10. 閉会のことば



定時総会に先立ち総務大臣表彰、日本行政書士会連合会会長表彰の表彰状授与式が行われました。群馬会では、日本行政書士会連合会会長表彰で下記の方々表彰を受けられました。心よりお慶び申し上げます。

その後、定時総会が始まり、258名中251名の代議員の出席のもと、愛媛会の西村小夜子氏が議長に、徳島会の河野耕八郎氏が副議長に選任されました。議事録署名人には、福岡会の田中雄一氏と佐賀会の江口京子氏が指名されました。

議案審議では、第3号議案の際に動議が提出され、動議を取り上げるかの採決がありました。反対多数で否決されました。質問は、それぞれ全ての議案に対して合計で72個ありました。質問に対しては回答一覧がまず配布され、それに対する再質問のみの発言がありました。

第7号議案の役員（理事）の補欠選任は、2日目に行なわれ、群馬会の秋山前理事がご逝去されたことで欠員となったため行われるものでした。群馬会の中島肇副会長が新たに理事に選任されました。任期は、前任者の残任期間となり、1年間となります。2日目の午前10時までには閉会いたしました。

修正動議の提出など、活発な議論が繰り広げられた定時総会となりました。

記

日本行政書士会連合会会長表彰受賞者
顕彰規則第3条による受賞者

吉田 憲一 会員
黒川美登枝 会員
清水 裕幸 会員
菅野 義郷 会員
富澤 将明 会員
山田 英史 会員
千明 正由 会員
尾池 勢一 会員

顕彰規則第5条による受賞者
秋山 賢治 前会員



北関東三県行政書士会 建設業・産廃関係意見交換会 報告書

令和6年3月5日

国際業務・デジタル社会部長 塩野 有希

日時：令和6年3月5日（火） 13時30分～16時30分

場所：栃木県宇都宮市 栃木県行政書士会館

参加者：栃木会 手塚理恵副会長、井上尉央建設環境部長ほか2名

茨城会 木村司副会長、若山民雄副会長ほか2名

群馬会 吉田明浩副会長、塩野有希

北関東三県（栃木、茨城、群馬）の建設業と産業廃棄物処理業に関する意見交換会が標記のとおり行われ、群馬会の代表として参加してまいりました。

建設業関連では、主に各県のJCIP（建設業許可・経営事項審査電子申請システム）の運用状況、窓口申請の処理期間、75歳以上の専任技術者の常勤性の証明手段、テレワークの常勤性の解釈に対する各県の対応などについて情報共有が行われました。

なかでもJCIPについては三県ともになかなか実績が伸びない状況であり、どのように普及につなげていくかが課題となっています。県の担当者を招くなどして研修を行っても制度の概要説明にとどまることが多く、会員からは、実際に紙ベースで申請をする場合とどこがどう変わるのか具体的に見えてこないという意見が寄せられているようです。そこで、群馬会からは令和6年2月2日に行ったデジタル研修を紹介しました。この研修では、JCIPを利用して実際に新規許可申請を行ったケースをもとに、委任設定の仕方から申請上の注意点、マニュアルにないエラーの対処法などについて解説を行いました。栃木会や茨城会でも今後は具体的な研修を導入していくとのことで、群馬会としても他会と情報共有しながら引き続き実務につながる研修を企画していきたいと思っております。

産廃業関連では、茨城県と茨城県行政書士会の「産業廃棄物処理業許可受付業務に関する業務委託契約」について、茨城会から報告がありました。これは、茨城県の産業廃棄物処理業に関する申請書類（窓口・郵送）の形式確認と預かり、補正指導、予約対応、電話対応などを、茨城会所属の行政書士が行うというものです。業務内容は県の担当課とシステム共有され、引き続き実質的審査は県が行います。2024年4月1日から運用が開始となり、それに伴って茨城県の産廃処理業の申請の取り扱いが一部変わるそうですが、変更内容は3月下旬に決定となるためHP等で確認してほしいとのことでした。茨城会では現在、4月からの業務に向けて産廃処理業に関する集中的な研修を行い人材の育成に努めるなどの対応を行っているとのことです。

以上



第 44 回 日本行政書士政治連盟定期大会について

副会長 吉田 明浩

日 時 令和6年6月20日（木）午前10時30分

場 所 東京會館

定時總會次第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 大会成立宣言
4. 議長・副議長の選任
5. 議事録署名人の指名
6. 議事運営委員会の報告
7. 議案

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 令和5年度事業報告について |
| 第2号議案 | 令和5年度決算報告について（監査報告） |
| 第3号議案 | 日本行政書士政治連盟規約の一部改正（案）について |
| 第4号議案 | 日本行政書士政治連盟役員選任規則の制定（案）について |
| 第5号議案 | 令和6年度運動方針（案）について |
| 第6号議案 | 令和6年度収支予算（案）について |
| 第7号議案 | 役員を選任について |

8. 議長・副議長の退任
9. 閉会のことば



06

定期大会は、構成員180名中178名の出席のもと、開始されました。議長には山口会の綿部未央氏が就きました。

議案審議では、第3号議案の際に修正動議が提出されるなど、約15分間の中断がありました。修正動議は要件を満たさないことから取り上げることなく、議案審議が再開されました。質問は、それぞれの議案に対して合計で6個ありました。質問に対しては、執行部が丁寧に回答し、再質問があった場合にはそれに対しても丁寧に回答しておりました。第3号議案と第4号議案では採決となりました。

第7号議案の役員を選任では、群馬会の秋山前幹事をご逝去されたことと、滋賀会の前任者が辞任したことにより行われるものでした。群馬会の古田島俊憲会長と滋賀会の安達信良氏が新たに幹事に選任されました。任期は、前任者の残任期間となり、1年間となります。

定期大会は、午前12時30分ころに閉会いたしました。

● 読んで得する業務資料 ● ● ● ●

業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・ 埼玉県の建設業許可申請等における窓口受付時間の短縮等について
- ・ 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について（周知）
- ・ 駐日本国大韓民国外交館領事部における家族関係登録事項別証明書の代理取得業務について
- ・ 電子定款の認証手続におけるウェブ会議の利用促進について
- ・ 医療法人の事業報告書等の届出及び経営情報等の報告の徹底について
- ・ セコムパスポート 行政書士電子証明書の料金改定について
- ・ 電子定款の認証手続における電子委任状の公証人への送信方法について
- ・ 家系図作成業者等からの業務提携依頼について（注意喚起）
- ・ 申請取次者の交付予約システム運用開始について
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴う事業者による合理的配慮の提供義務化について
- ・ 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）に関するお知らせ
- ・ 「軽自動車の自動車検査証の電子化に関する情報」及び各帳票に表示する「二次元コード仕様書」の資料の更新について
- ・ 種苗法施行規則の一部を改正する省令及び種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件の施行について
- ・ 日本行政書士会連合会職務基本規則の制定について
- ・ 監理技術者制度の運用マニュアルの一部改正について
- ・ 工期に関する基準の実施について
- ・ 建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について
- ・ 企業集団内の出向社員に係る管理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について
- ・ 医療法人の事業報告書等の電子届出に係るFAQの追加について
- ・ 運輸支局等への「自動車検査証記録事項」印刷端末の設置について
- ・ 「行政書士及び行政書士法人におけるマネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定について
- ・ 戸籍法の改正に伴う戸籍振り仮名制度の開始について
- ・ 手形期間の短縮について
- ・ 成年後見人の住所変更登記申請における登記の事由を証する書面について
- ・ 建設業許可・経営事項審査電子申請システムのチラシについて
- ・ 資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について
- ・ 行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について：軽自動車OSS
- ・ 行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について：申請取次業務

- ・ 建設キャリアアップシステム技能者情報登録申請における国民年金保険の証明書類について（周知）
- ・ CCUSサテライト説明会（CPD・CPDS認定講習）の開催について
- ・ 「災害復興支援ボランティア」の募集について

群馬県・市町村等からの通知等

- ・ 〈群馬県〉建設業許可・経営事項審査に関する補正書類等のメール提出方法について
- ・ 〈館林市〉館林市役所区画整理課からの周知依頼（窓口手続きの一部変更）
- ・ 〈群馬県〉「大規模指定既存集落」の廃止について
- ・ 〈高崎市〉都市計画法に基づく開発許可制度の手引き等の改正について
- ・ 〈群馬県〉「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」の一部改訂について
- ・ 〈群馬県〉群馬県多文化共創カンパニー認証事業者取組事例紹介
- ・ 〈群馬県〉廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可申請等に係る様式、記載例及び手引の改正について
- ・ 〈群馬県〉建設業許可・経営事項審査等の各種申請・届出の提出に関するお知らせ

群馬会・業務推進グループからの通知等

- ・ 〈経理〉インボイス制度開始に伴う消費税の徴収について
- ・ 〈業務推進〉戸籍法改正について

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能ですが、印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。（TEL027-234-3677）

印刷対応について	事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。 印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。 郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。
----------	---

行政書士法施行規則改正

(公 印 省 略)
市第 30099-9 号
令和 6 年 6 月 3 日

群馬県行政書士会会長 古田島 俊憲 様

群馬県総務部市町村課長 田村 大輔

行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

行政書士法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 58 号、以下「改正省令」という。）が、令和 6 年 5 月 31 日に公布され、同年 7 月 1 日に施行することとされた旨、総務省自治行政局行政課長から別添のとおり通知がありました。

改正省令の内容は、軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車 OSS）の拡充に際し、新たに軽自動車に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に規定する新規検査の申請について、一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会が行えるようにするものです。
については、改正後の規則の適正かつ適切な運用と所属会員への周知等に御配慮願います。

担 当：行政係 山脇
電 話：027-226-2214
メー ル：yamawaki_y@pref.gunma.lg.jp

行政書士法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正理由

令和元年 5 月から運用が開始されている「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車 OSS）」において、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく継続検査の電子申請が可能とされているが、令和 5 年 1 月からは、これに加え、新規検査の電子申請も軽自動車 OSS の対象とされた。

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 1 条の 2 において、官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。）等の作成は行政書士の業務とされており、また、同法第 19 条第 1 項において、行政書士でない者は、これらの業務を行うことができないこととされている。一方、同項ただし書きでは、「定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない」と規定されている。

今般の軽自動車 OSS の拡充に際し、軽自動車に係る道路運送車両法第 59 条第 1 項に規定する新規検査の申請の手続を、一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会が行うことを可能とするため、行政書士法施行規則（昭和 26 年総務省令第 5 号）を改正するものである。

2 改正内容

(1) 「定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続」の指定【規則第 20 条第 1 項関係】

・今般の軽自動車 OSS 手続の拡充に合わせ、次の対象車両及び申請に係る手続を指定する。

<対象車両> 新車の軽自動車であること

道路運送車両法第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車であって、同法第 60 条第 1 項の規定による車両番号の指定を受けたことがなく、かつ、同法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けたもの

<対象手続> 新規検査の申請の手続

電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第 59 条第 1 項に規定する新規検査の申請の手続

(2) 「当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者」の指定【規則第 20 条第 2 項関係】

・一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会を指定する。

3 公布日及び施行期日

公布日 令和 6 年 5 月 31 日
施行日 令和 6 年 7 月 1 日

行政書士法施行規則改正

(公 印 省 略)
市第 30099-11 号
令和 6 年 6 月 11 日

群馬県行政書士会会長 吉田島 俊憲 様

群馬県総務部市町村課長 田村 大輔

行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について（通知）

行政書士法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 61 号。以下「改正省令」という。）が、令和 6 年 6 月 10 日に公布及び施行された旨、総務省自治行政局行政課から別添のとおり事務連絡がありました。

ついては、改正後の規則の適正かつ適切な運用と所属会員への周知等に御配慮願います。

担 当：行政係 山脇
電 話：027-226-2214
メー ル：yamawaki_y@pref.gunma.lg.jp

行政書士法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正理由

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 56 号。以下「改正法」という。）及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令」（令和 6 年法務省令第 37 号。以下「整備省令」という。）の施行に伴い、「行政書士法施行規則」（昭和 26 年総理府令第 5 号。以下「規則」という。）の規定の整備を行うもの。

2 改正内容

行政書士が行う業務には、「行政書士法」（昭和 26 年法律第 4 号）第 1 条の 2 及び第 1 条の 3 に規定する業務のほか、他の法令等に基づき行うことができる業務がある。

同法第 13 条の 6 は、行政書士法人における当該業務の範囲は規則で定めることとしているが、その一つとして、規則第 12 条の 2 第 1 号は、行政書士が出入国関係申請を外国人に代わって行う場合に当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない行為を定める「出入国管理及び難民認定法施行規則」（昭和 56 年法務省令第 54 号）別表第 7 の 2 に定める行為等を定めている（出入国関係申請取次業務）。

改正法及び整備省令により、同表に定める行為が追加され、行政書士が行うことができる業務が拡大したこと等から、同様に、当該追加された行為を行政書士法人が行うことができる業務として規則に位置づける等の改正を行うものである。

3 公布日及び施行期日

令和 6 年 6 月 10 日

（その他）意見公募手続について

本改正は、他の法令の制定に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、意見公募手続を実施することを要しない場合について定める行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続を実施しない。

県建設企画課からの通知

『補正書類等のメール提出が可能となりました』

補正書類等をメール提出する場合は、以下のとおりとさせていただきます。

【対象書類】

①建設業許可・変更届・決算変更届・経営事項審査に関する各種補正書類

※受付保留案件の補正書類・ファックス提出不可(写真は可)の書類はメール提出できません。

②工事内容の確認資料

③各種事前相談資料

【メールアドレス】

g-kensetsugyou@pref.gunma.lg.jp(すべて小文字)

【メール送信ルール】

◎件名設定ルール

《県担当者名・区分・許可番号・商号・メール送信者名》の順に入力してください。

※区分:「許可・変更届・決算・経審・事前相談」のいずれかから選択してください。

※県の担当者名が不明の場合は、「担当不明」と入力してください。

◎本文設定ルール

書類に関する必須記載事項はありませんが、セキュリティの都合上、事務所名・電話番号・メールアドレス等の発信者を特定するための情報を署名等により文末に記載してください。

※発信者が特定できない場合、メールが開封できません。

過去メールの使いまわし等により、関係のない情報が含まれないようにご注意ください。

◎書類データ

PDFデータのみ受領可能です。

※PDF以外のデータ形式やリンクの貼り付けにはセキュリティ対策の観点から対応できません。

【その他】

◎誤送信防止のため、メールの到達確認(自動返信)を除き、原則的に県からのメール連絡は行いません。

提出いただいた書類についての連絡は電話によるものとさせていただきます。

◎申請・届出を最初からメール提出することは一切認められません。

電子申請を希望する場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システムをご利用ください。

◎到達確認メールが届かない場合は、お問い合わせください。

県にメールが到着次第、自動的に確認メールが返信されます。(内容に関わらず文言は一律)

返信が無い場合は、メールアドレスに誤りがないことを確認の上、下記までお問い合わせください。

群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室／電話 027-226-3520・3524

令和6年度会費納入についてのご案内

平素から、会費の納入について御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和6年度会費納入につきまして、下記のとおりご案内いたします。自動振替をご利用の場合、引落しが不能とならないよう、口座残高の確認をお願いいたします。

1. 区分・金額

区 分	納入金額
第1期 (4.5.6.7月分)	20,000円
第2期 (8.9.10.11月分)	20,000円
第3期 (12.1.2.3月分)	20,000円

08

2. 口座振替日

金融機関	第2期	第3期
県内に本店がある 金融機関・信用金庫	令和6年 8月30日	令和6年 12月30日
県外に本店がある 金融機関	令和6年 8月22日	令和6年 12月23日
ゆうちょ銀行	令和6年 8月22日	令和6年 12月23日

※当会では会費の納入について、原則口座振替を推奨しています。口座振替にすることで、郵便局に行く手間や払い忘れがなくなりますので是非御利用ください。口座振替を希望する方は事務局にお問い合わせください。

※口座の登録には1か月半程度かかります。

【封印管理委員会からのお知らせ】

丁種会員名簿への登載について(周知)

日頃から、封印制度の推進について御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成28年10月4日に、国交省が定める封印取付委託要領が改正され、行政書士会も丁種受託者として封印取付けの委託を受けることができるようになりました。

これを受け、当会は、群馬運輸支局をはじめとする関東及びその周辺の運輸支局あてに申請を行い、封印取付け業務を行う体制を整えました。

当会に所属している会員は、当会から再依頼を受けることにより、当会の名において、自家用車等に封印の取付けを行うことができますようになります。

出張封印業務を行うことを希望する方は、下記により必要な手続きを行ってください。

記

- 1. 封印制度** 封印とは、車両後部に取り付けるナンバープレートを固定するネジの上にかぶせるキャップ状の部品のことです。取り付けるべき車両にきちんとナンバープレートが取り付けられている事実を公証するためのものです。通常は、ナンバープレートの付け替え等が行われるときに運輸支局等に車体を持ち込んで、構内で施封されるものですが、特例により、丁種会員である行政書士は、自動車の保管場所等でナンバーの付け替え及び施封を行うことが認められています。この封印取付業務を行うためには、所定の研修を受講したうえで手数料を添えて必要書類を本会に提出し、丁種会員名簿に登載される必要があります。
- 2. 申込期間** 令和6年8月23日（金）～9月25日（水）午後5時【厳守】
- 3. 申込先** 本会事務局
- 4. 必要書類**
 - (1) 丁種会員名簿登載申込書 1通
 - (2) 誓約書 1通
 - (3) 確約書 2通（乙欄に登録番号と氏名を記入し、認印を押す。）
 - (4) 出張封印取付作業代行業務担保特約付きの行政書士賠償責任補償制度（以下、「保険」）に加入したことを証する書面（例：入金票の控え用紙の写し） ※10月1日から翌年の9月30日までカバーされている必要があります。1通
※保険への加入方法については株式会社全行団にお問い合わせください。
お問い合わせ先 ◇TEL:03-6450-1622
 - (5) 修了証（日行連中央研修所研修サイトにある「封印業務研修」の視聴が完了した後に画面に表示される修了証） 1通
 - (6) 研修動画の内容についての感想レポート（自由書式、文字数自由）
 - (7) 新規名簿登載手数料 3,300円（税込み）
- 5. 注意点**
 - ・過去に本会が開催した「事前研修（集合方式）」を受講したことがある方はVODによる「封印業務研修」を受講していただく必要はありません。※受講した履歴がある場合は（5）及び（6）は不要となります。

- ・ 当会が丁種会員に封印取付け業務を配分することはありません。
- ・ 1年ごとに更新が必要になります。名簿更新料として2,200円（税込）負担、保険に継続して加入したことを証する書面も必要です。
- ・ 上記（1）～（3）の書類は本会事務局に御連絡いただければEメールにて送信いたします。本会事務局に来所して手続きを行う場合は、認印、職印をお持ちください。
- ・ 今回、新規に丁種会員名簿への搭載の申込みを行った方が封印取付け業務を行うことができるのは、令和6年10月1日からとなります。
- ・ 丁種会員名簿は、当会のホームページで一般に向けて公開します。

6. その他
- ・ 郵送で申し込む場合は、所定の書類を上記期日までに事務局に送付するとともに、所定の手数料を次の口座に入金してください。振込手数料は自己負担となります。

〈入金先口座〉

高崎信用金庫 前橋支店（011）口座番号 1518008
 普通口座 名義 群馬県行政書士会 会長 古田島 俊憲

- ・ 研修動画は日行連のホームページの次の場所に掲載されています。
 日行連中央研修所研修サイト → 講座一覧 → 業務研修 → 運送・自動車
 → 『封印業務研修』

研修案内ハガキの郵送廃止について

許認可業務・法務業務部

本会では、事務効率化、ペーパーレス推進、コスト削減のため、2024年4月から、研修案内等のハガキは原則郵送しないこととし、Eメールによるご案内に一本化したところです。

研修案内のほか、業務に役立つ各種お知らせをEメールで配信していますので、まだお済でない方は、Eメール会員に御登録いただきますようお願いいたします。

経過措置として、「申出書」を提出した方には、引き続きハガキを送付することとしていますが、Eメールはビジネスに欠かせない存在として従前から広く浸透し利用されていること、導入が容易であること、また、本会の事務手間及びコスト削減のため、令和7年3月31日をもってEメールに完全移行することとします。

「申出書」を提出した方につきましても、早めに環境を整え、Eメール会員に御登録ください。

Eメール会員登録の方法

- 群馬県行政書士会のホームページ → ○会員ページ → ○「会員登録はこちらから」をクリック
 → ○Eメール送信フォームに必要事項を入力

「神奈川県コスモス関東支部協議会」 開催報告



コスモスぐんま相談役 中島 肇

1. 日 時 令和6年4月26日（金）受付開始：午後1時
2. 場 所 神奈川県民ホール
3. 協議会 午後1時30分から午後4時30分
4. 懇親会 午後5時から午後7時まで
5. 出席支部 群馬県支部、千葉県支部、茨城県支部、栃木県支部、埼玉県支部
長野県支部、山梨県支部、静岡県支部、新潟県支部、神奈川県支部
公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ（東京）
6. 講 演 横浜市社会福祉協議会・よこはま成年後見推進センター
「横浜における権利擁護支援の地域ネットホーク推進への取り組み」
横浜生活あんしんセンター（成年後見制度利用促進事業担当）
この講演については、神奈川行政書士会とコスモス神奈川が連携して、20年前から成年後見制度が発足して当初より後見制度について勉強会を開き、互いに研究をしながら後見制度の発展を図って来た実績が今日あり、裁判所の後見候補者推薦を頼らず今日の後見受託件数に繋がっていることに感心しました。

7. 各支部－基調報告－

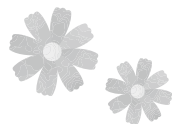
- (1) 静岡支部による（家庭裁判所との連携状況、課題解決に向けた取り組み等）家庭裁判所の職員との面識を増やすことにより、最初は無報酬案件の候補者推薦の打診がありそれから徐々に推薦依頼が出て現在まで来ている。
- (2) 埼玉県支部による行政等・中核機関との連携状況、課題解決に向けた取り組み等
令和8年までに中核機関へコスモスより委員を入れてもらう取り組みを行っている。
- (3) 千葉県、行政書士会との連携

を含む入会促進に向けた取り組み

行政に市民の財産管理業務に関心を持ってもらう、そしてエンディングセミナーとの連携による無料終活相談の開催などを行い、そこで遺言・相続・後見・空き家などの相談業務から後見事案の発掘を行っている。



「5支部合同 第1回 コスモス支部運営会議」 報告



コスモスぐんま総務部長 萩原 洋一

主 催：コスモスぐんま

日 時：令和6年4月12日（金）15：00～17：00

場 所：ホテル磯部ガーデン

参加者：コスモスぐんま、コスモス埼玉、コスモスとちぎ、コスモス新潟、
コスモス山梨、コスモス本部事務局 計10名

当支部参加者：中島相談役、上原支部長、萩原総務部長

今回の支部運営会議では、主にコスモスの支部運営についてを趣旨に、「入会前研修の実施方法」「行政書士会との連携状況」等の情報及び意見交換がされました。コスモスぐんまを含む5支部+事務局の各参加者から、各支部等の現状や取り組みの体制、課題等の報告が数多く出され、それに対し支部の外から見た新鮮な意見や助言が交わされました。支部によって研修の実施方法・体制も行政書士会との連携状況も様々であり、コスモスぐんまとしても大変刺激を受けました。支部固有の強みや課題に基づく情報もあり、一概に他支部でも取り入れられることばかりではありませんでしたが、支部内の意見交換のみでは得られなかった新しい気づきを獲得することができました。

今後もコスモスぐんまとして他支部との交流を継続して行うことで、支部間の連携強化及び情報共有を活性化させ、支部の相互発展及びコスモスぐんまとしての強みを活かした支部運営を進める必要があると感じました。





相談会に参加して

コスモスぐんま 折茂 立美

コスモスぐんまでは、毎月一回、高崎の総合福祉センターで成年後見、相続、遺言の相談会を行っています。私は、2022年頃から相談員として活動をはじめました。

当初はメモを取りながら相談会を見学していましたが、その時に先輩先生方が相談者の質問に対して、素早くポイントを掴み、分かりやすい説明と自然体で接する姿が、とりわけ印象的でした。

相談会では、成年後見だけでなく相続や遺言といった相談も多く、それらの問題から派生して、不動産の管理活用、税金等の相談もあり守備範囲も広がります。

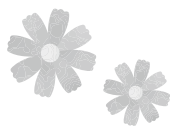
相談者に対しては法律の知識よりも、「相談者が抱えるトラブルや悩みに具体的にどう対処したらよいか」など、現実的な提案をしなければならぬわけですが、実際に相談を始めると、自分が思い描いたようには簡単にいかないことも実感しました。

常識的に考えれば最善と思われる方法でも、法律上の壁にぶつかって先に進めなかったり、最終的には残された手段しかない場合でも、相談者の思惑とは大きくかけ離れてしまって実行に踏み切れない案件もあり、すべてが解決するわけではありません。

相談者の不安を一つでも取り除くことができれば、と割り切って相談に臨んでいます。

相談会終了後は、当日受けた案件の発表と質疑応答。不定期ですが後見業務の実務経験者による事例発表なども行い、会員間での情報共有を図っています。

新人、ベテラン先生方が混在する集団で、学生時代の部活のようでもあり、実生活の人間くさい場面に出会い、それと真摯に向き合える場でもあります。

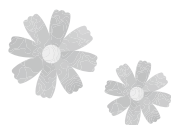


コスモスぐんまによる講師派遣のご案内

コスモスぐんま広報部 佐藤美保子

高齢者や障害者の方々が適切な支援を受けるための重要な制度である成年貢献制度。

コスモスぐんまでは、後見活動の向上のために実務・倫理面での研鑽を重ね、後見人の養成を行うバックアップ体制を整えています。支部業務研修会などへの出張講師のご依頼は、随時受け付けておりますので、事務局へお気軽にご相談ください。



任意後見契約に至るまで

コスモスぐんま 中西 浩子

「もっと早く任意後見契約を進めてくれてよかったんだよ..」公証役場を出たとたん、依頼人のTさんは、私に言いました。任意後見契約を終え、4月満開の桜を見ながらの帰り道、マスク越しでもわかるくらい、とても安心した穏やかな表情でした。わたしも、そう言ってもらえて、少し申し訳なく感じながらも、同じように安堵した気持ちになりました。

今年の1月、コスモスを通じ、Tさんから任意後見契約のご相談をいただき、私が初めてご本人にお会いしたのが2月でした。Tさんにはそれから、10日に1度ずつくらいの面会で、概略説明、料金設定、できること・できないこと、契約の手順など、お話ししながらの「お見合い」を重ねたのでした。

でも、実は私が慎重になったのは、1年前やはり任意後見契約のご相談を受けたOさんと準備しながら、公証役場に行く2日前になって、キャンセルされたことがあったからです。

Oさんは、お財布を預ける、持ち家をこう使ってもらいたい、報酬をいつまでも払えるかしら..と、いろいろと考えていくうちに、「やっぱりまだ、人に任すには早いかな。」と感じたようでした。

それぞれの家族関係、経済事情、人生観など、老後を考える過程も決断も異なっています。でも、縁あって、今回Tさんの老後(死後まで)をお手伝いすることになった以上、心穏やかに暮らしてもらえよう、そして叶えたいことできよう、がんばろう!と、思っています。

「趣味のコーナー」開設及び投稿のお願い

いつも行政ぐんまをご覧いただきありがとうございます。各種情報をお届けしている本誌面ですが、この度、より多くの会員の方に参加していただきたく“趣味のコーナー”を開設する運びとなりました。

写真、俳句、川柳、短歌、イラストなど、皆様の趣味や得意分野の投稿をお待ちしています。誌面の許す限り掲載させていただく予定ですが、諸事情により掲載できないこともございますことご了承ください。なお、投稿の要領は以下のとおりです。

● 作品募集要項 ●

1. 作品の種類と規格

- ・写真：JPEG、白黒
- ・俳句・川柳・短歌等：Word形式等
- ・イラスト：JPEG、グレースケール

※応募作品は自作で未公表のものとしします。また、応募者は当該作品が第三者の著作権等知的財産権を侵害していないことを保証するものとしします。

2. 応募資格

群馬県行政書士会会員

3. 応募方法

Eメールで下記に提出してください。

応募の際には必ず、応募者の会員番号、氏名、連絡先を記載してください。

E-mail：office@gunma-gyosei.jp

4. 投稿作品の著作権

投稿作品の著作権は投稿者に帰属するものとしします。

ただし、作品を、広報誌や本会ウェブサイトに掲載すること、及び募集者が本事業の記録として保存するために複製することについて、当該作品の応募者には了承していただきます。

5. 投稿作品の採否について

広報部で決定いたします。採否の理由についてはお答えできません。

応募作品 01

【漢詩】

夏日舟行

徑舟

吉風欣三

清空六月滯江郷

浴後相呼上野航

明滅流螢青似夢

炎氛一洗水風涼

夏日舟行

清空 六月 江郷 に滞り

浴後 相呼び 野航に上る

明滅す流螢 夢よりも青く

炎氛 一洗 水風涼し

【大意】

六月の清く澄んだ青空のもと、水辺の村に滞りし、ひと風呂浴びた後に、友と誘い合せて、川船に乗りこんだ。

川面を走る小舟に、飛び交う螢は、夢のような青さで点滅し、涼しい川風が夏の暑さを洗い流してくれた。



新入会員



会員番号 第3468号
氏名 金井伸泰
所属支部 沼田
入会日 2024. 3. 1



会員番号 第3469号
氏名 坂本尚生
所属支部 高崎
入会日 2024. 3. 1



会員番号 第3470号
氏名 佐々木貴
所属支部 沼田
入会日 2024. 3. 1



会員番号 第3471号
氏名 木暮訓
所属支部 前橋
入会日 2024. 3. 15



会員番号 第3472号
氏名 奈良恵賜
所属支部 前橋
入会日 2024. 3. 15



会員番号 第3473号
氏名 瀧口勉
所属支部 太田
入会日 2024. 3. 15



会員番号 第3474号
氏名 田村一夫
所属支部 渋川
入会日 2024. 4. 2



会員番号 第3475号
氏名 都所楓華
所属支部 沼田
入会日 2024. 4. 2



会員番号 第3476号
氏名 大内克夫
所属支部 太田
入会日 2024. 4. 2



会員番号 第3477号
氏名 山本文江
所属支部 伊勢崎
入会日 2024. 4. 2



会員番号 第3478号
氏名 中島元雄
所属支部 太田
入会日 2024. 4. 2



会員番号 第3479号
氏名 根岸明日香
所属支部 高崎
入会日 2024. 4. 15



会員番号 第3480号
氏名 佐藤知明
所属支部 高崎
入会日 2024. 4. 15



会員番号 第3481号
氏名 小島誠
所属支部 太田
入会日 2024. 4. 15

	<p>会員番号 第3482号 氏名 <small>チャン ティ タム</small> TRAN THI TAM 所属支部 太田 入会日 2024. 4. 15</p>		<p>会員番号 第3483号 氏名 <small>ハラ ダ タク ユキ</small> 原田 豪之 所属支部 高崎 入会日 2024. 4. 15</p>
	<p>会員番号 第3484号 氏名 <small>ナ グモ ユミ ヨ</small> 南 雲 由美子 所属支部 高崎 入会日 2024. 5. 1</p>		<p>会員番号 第3485号 氏名 <small>タカ ハシ エイ カ</small> 高橋 永佳 所属支部 高崎 入会日 2024. 5. 1</p>
	<p>会員番号 第3486号 氏名 <small>カメ ガワ ノゾミ</small> 亀川 のぞみ 所属支部 館林 入会日 2024. 5. 1</p>		<p>会員番号 第3487号 氏名 <small>ツル マシ ヲ</small> 鶴 良介 所属支部 高崎 入会日 2024. 5. 1</p>
	<p>会員番号 第3488号 氏名 <small>カワ シマ トモ カツ</small> 川島 友勝 所属支部 館林 入会日 2024. 5. 1</p>		<p>会員番号 第3489号 氏名 <small>カネ コ アキ ヨ</small> 金子 明子 所属支部 桐生 入会日 2024. 5. 15</p>
	<p>会員番号 第3490号 氏名 <small>シバ タ ヒカリ</small> 柴田 晶 所属支部 桐生 入会日 2024. 5. 15</p>		<p>会員番号 第3491号 氏名 <small>なか ね む ぎ</small> 中曾根 右樹 所属支部 前橋 入会日 2024. 5. 15</p>
	<p>会員番号 第3492号 氏名 <small>オオ タニ キミ ヨ</small> 大谷 君代 所属支部 前橋 入会日 2024. 5. 15</p>		<p>会員番号 第3493号 氏名 <small>タカ ヤナギ シホ</small> 高柳 志保 所属支部 桐生 入会日 2024. 5. 15</p>
	<p>会員番号 第3494号 氏名 <small>アラ キ ミ ヨ</small> 新木 資子 所属支部 渋川 入会日 2024. 5. 15</p>		<p>会員番号 第3495号 氏名 <small>アリ ヤマ ハル フサ</small> 児玉 春房 所属支部 前橋 入会日 2024. 5. 15</p>

	会員番号 第3496号 氏名 小野 郁也 所属支部 桐生 入会日 2024. 6. 15		会員番号 第3497号 氏名 石原 映璃香 所属支部 桐生 入会日 2024. 6. 15
	会員番号 第3498号 氏名 清水 龍一 所属支部 高崎 入会日 2024. 6. 15		会員番号 第3499号 氏名 高草木 芳隆 所属支部 桐生 入会日 2024. 6. 15
	会員番号 第3500号 氏名 田胡 和代 所属支部 高崎 入会日 2024. 7. 1		会員番号 第3501号 氏名 中島 由美子 所属支部 渋川 入会日 2024. 7. 1

〔入会者〕

会員番号	登録番号	事務所名称 氏名	郵便番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考	
					業務内容	兼業
3468	2414 0380	行政書士金井伸泰事務所 カナ イ ノブ ヤス 金 井 伸 泰	378- 0052	沼田市桜町1974-64 TEL 090-2223-4164・FAX 0278-25-8068 office.kanainobuyasu@gmail.com		
		ハル行政書士事務所 サカ モト タカ ナリ 坂 本 尚 生		370- 0851	高崎市上中居町397番地2 SRCビル203 TEL 090-6930-3758	
3470	1208 0891	行政書士タスク法務事務所 サ サ キ タカシ 佐々木 貴	379- 1416	利根郡みなかみ町入須川2253番地1 TEL 080-3129-9136		
		行政書士法人くるま登録群馬 キ グレ サトシ 木 暮 訓		371- 0007	前橋市上泉町397番地7	
3472	2414 0481	行政書士奈良恵賜事務所 ナ ラ ヤス シ 奈 良 恵 賜	371- 0017	前橋市日吉町四丁目31番地14 TEL 090-3805-6847・FAX 027-234-1070 rec.revolver@gmail.com		
		瀧口行政書士事務所 タキ グチ ツトム 瀧 口 勉		373- 0808	太田市石原町689番地7 TEL 0276-57-8539 taki.2702@gmail.com	
3474	2414 0641	行政書士田村一夫事務所 タ ムラ カズ オ 田 村 一 夫	370- 3503	北群馬郡榛東村大字新井2374番地8 TEL 090-8513-8560		

会員 番号	登録 番号	事務所名称		郵便 番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考	
		氏名				業務内容	兼業
3475	2414 0642	都所楓華行政書士事務所		378- 0002	沼田市横塚町1368-1 TEL 080-1026-9133		宅
		ト	ドコロ				
3476	2414 0643	行政書士おおうち事務所		379- 2304	太田市大原町1107-24 TEL 0277-46-8181・FAX 0277-78-0022		
		オオ	ウチ				
3477	2414 0644	COCORO 行政書士事務所		370- 0105	伊勢崎市境伊与久3116番地2 TEL 090-6518-3633		
		ヤマ	モト				
3478	2414 0645	なかじま行政書士事務所		370- 0303	太田市新田小金井町1643番地1 TEL 0276-57-3188・FAX 0276-57-3188 cosmo@asahibet.jp		
		ナカ	ジマ				
3479	2414 0873	ふくもも行政書士事務所		370- 3513	高崎市北原町134番地5 TEL 080-8731-3384		
		ネギシ	キクチ				
3480	2414 0874	行政書士 観音山法務会計事務所		370- 0864	高崎市石原町2949番地1 TEL 090-9363-5742		海
		サ	トウ				
3481	2414 0875	行政書士おじま法務事務所		373- 0817	太田市飯塚町2052番地1 ニッケイ第二ビル203号室 TEL 080-3312-8814 ojimamakoto@gmail.com		
		オ	ジマ				
3482	2414 0876	行政書士 TRAN THI TAM 法務事務所		373- 0817	太田市飯塚町2052番地1 ニッケイ第二ビル203号室 TEL 080-4130-8093 luatsuhanhchinthanhtam@gmail.com		
		チャン	ティ				
3483	2414 0877	行政書士近藤毅事務所		370- 0853	高崎市下中居町104番地3 TEL 027-325-7539		
		ハラ	ダ				
3484	2414 1132	行政書士和み事務所		370- 3523	高崎市福島町800番地4 TEL 070-9223-2296		
		ナ	グモ				
3485	2414 1133	高橋永佳行政書士事務所		370- 0849	高崎市八島町265番地イノウエビル4F 弁護士法人Polestar内 TEL 070-9166-2352 office.etakahashi@gmail.com		
		タカ	ハン				
3486	2414 1134	行政書士 KS 事務所		374- 0052	館林市栄町13番11号 TEL 0276-72-5623		
		カメ	ガフ				
3487	2414 1135	行政書士鶴法務事務所		370- 3522	高崎市菅谷町891-1 TEL 050-8888-5591		
		ツル					
3488	2414 1136	行政書士オフィスかわしま		370- 0517	邑楽郡大泉町西小泉三丁目13番3号 TEL 090-3730-3262		
		カワ	シマ				

会員 番号	登録 番号	事務所名称		郵便 番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考	
		氏名				業務内容	兼業
3489	2414 1317	金子明子行政書士事務所		376- 0002	桐生市境野町七丁目79番地6 TEL 0277-43-5977		社
		カネ	コ				
3490	2414 1318	行政書士柴田ひかり事務所		379- 2311	みどり市笠懸町阿左美3061-1 TEL 070-4784-2932		
		シバ	タ				
3491	2414 1319	行政書士なかそねみき事務所		371- 0837	前橋市箱田町709番地13 TEL 070-9035-0434 nakamikee.office@gmail.com		
		ナカソネ	ミ				
3492	2414 1320	総社おおたに行政書士事務所		371- 0851	前橋市総社町植野259番地 TEL 090-7247-9819		
		オオ	タニ				
3493	2414 1321	eN 行政書士事務所		376- 0035	桐生市仲町1-12-20 TEL 090-8509-2683		
		タカ	ヤナギ				
3494	2414 1322	新木資子行政書士事務所		370- 3604	北群馬郡吉岡町大字南下526番地28 TEL 0279-26-9198		
		アラ	キ				
3495	2414 1323	こだま行政書士事務所		371- 0051	前橋市上細井町1700番地48 TEL 090-9149-2914		
		コ	ダマ				
3496	2414 1717	群馬建設業許可専門行政書士事務所		376- 0011	桐生市相生町2-620-89-102 TEL 080-4927-0792		
		オ	ノ				
3497	2414 1718	キキララ行政書士事務所		376- 0011	桐生市相生町2-620-89-102		
		イシ	ハラ				
3498	2414 1719	清水龍一行政書士事務		370- 0072	高崎市大八木町2035 シティーマンション セブ テンバー206号室 TEL 080-1299-2877		
		シミ	ズ				
3499	2414 1720	行政書士高草木芳隆事務所		376- 0023	桐生市錦町2-1-23 TEL 0277-44-7673		社
		タカクサキ	ヨシ				
3500	2414 1874	田胡和代行政書士事務所		370- 0069	高崎市飯塚町490番地 カツミマンション306号 TEL 090-6105-1931		宅
		タ	ゴ				
3501	2414 1875	中島由美子行政書士総合法務事務所		370- 3502	北群馬郡榛東村大字山子田1488番地 TEL 0279-26-7123・FAX 0279-26-7123 nakainc8@gmail.com		
		ナカ	ジマ				

会員各位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。
メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

〔登録事項変更〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称		郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁				
		氏 名				業務内容	兼 業					
3369	2114 2519	ツノ 角	ダ 田	ケイ 圭	スケ 介	377- 0027	渋川市金井307番地6 TEL 0279-26-8323	前橋から 渋川に支 部変更		37		
3128	1614 0920	アラ 新	イ 井	ミ 三	ツ 津	コ 子	371- 0803	前橋市天川原町一丁目2番地3 グリーン キャピタル前橋208号 TEL 050-5897-5677 携帯 070-4380-9070	FAX番 号削除		33	
2838	0914 0676	ヤ 矢	ザ 澤	ワ め	グ ぐ	ミ み	370- 0864	高崎市石原町4547			52	
2626	0414 1058	ツジ 辻	ワキ 脇	ノリ 典	コ 子	372- 0844	伊勢崎市羽黒町2番地14				70	
3194	1714 2254	マキ行政書士法人		アオ 青	キ 木	ヒロ 宏	シ 之	371- 0852	前橋市総社町総社1229番地3 TEL 090-6798-2770	高崎から 前橋に支 部変更		57
2135	9014 1004	行政書士近藤毅事務所		コン 近	ドウ 藤	ツヨシ 毅	370- 0853				48	
3001	1314 0556	ミヤ 宮	ジ 地	ノブ 伸	カズ 和	370- 0852	高崎市中居町4丁目7番地5 エスカイヤ中居T2				54	
3306	2014 0551	タ 田	ナカ 中	ユ 友	リ 里	370- 0004	高崎市井野町106-12 ベルハウス井野 I 206号				59	
3251	1914 0603	コ 小	バヤシ 林	ジュン 潤	イチ 一		TEL 027-386-3863・FAX 027-386-3864				58	
2789	0814 0674	パートナーズメニュー行政書士事務所		タ 田	ヌマ 沼	ショウ 昇	イチ 一				138	
2963	1214 0734	ニシ 西	ジマ 島	タケ 岳	シ 史	371- 0801	前橋市文京町三丁目34番1号				31	
2945	1114 2174	モテ 茂	ギ 木	テル 輝	アキ 章	370- 0883	高崎市剣崎町975-4 1F				54	
2742	0714 0448	デ 出	ガワ 川		キヨシ 聖	370- 0816	高崎市常盤町67番地22 TEL 027-335-6882 携帯 090-3517-3865	前橋から 高崎に支 部変更		28		
3140	1614 1549	イシ 石	カワ 川	ユウ 裕	ジ 治	370- 1301	高崎市新町858番地1				56	

会員 番号	登録 番号	事務所名称		郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁		
		氏 名				業務内容	兼 業			
3335	2114 0128	ワキ	ノ	コウ	イチ	370- 0045	高崎市東町172番地16 共済会館ビル3階1号			59
		脇	野	孝	一					
3247	1914 0599	オオ	シロ	トモ	ユキ	370- 0069	高崎市飯塚町490番地306号			58
		大	城	呂	介					
2785	0814 0321	ナカ	ミチ	さゆり		372- 0812	伊勢崎市連取町3083-10 2F TEL 0270-55-4850 携帯 090-9332-2873			28
		仲	道							
3165	1714 0498	ヤマ	ダ	シュン	スケ	371- 0013	TEL 080-1190-4195			33
		山	田	俊	介					

〔退 会 者〕

支部名	会 員 番 号	氏 名	退会年月日	退会区分
伊勢崎	2160(91140271)	高柳和男	令和6年 2月 7日	死亡
太田	2683(05141576)	宿谷和行	令和6年 2月29日	廃業
伊勢崎	2445(99147816)	結城昭信	令和6年 3月31日	廃業
高崎	2886(10141021)	矢畑正明	令和6年 3月29日	廃業
前橋	3284(19142118)	大平修	令和6年 3月17日	廃業
沼田	2156(91140267)	星野茂	令和6年 3月31日	廃業
伊勢崎	3097(15141683)	清野秀夫	令和6年 3月31日	廃業
沼田	2958(06132059)	黒澤元	令和6年 3月20日	廃業
安中	2832(09140373)	中島貢	令和6年 3月31日	廃業
伊勢崎	3002(13140759)	久保田哲也	令和6年 3月31日	廃業
伊勢崎	155(63140049)	大和好吉	令和6年 3月31日	廃業
館林	2988(12142190)	大川秀嗣	令和6年 3月31日	廃業
桐生	1638(80140928)	上条知之	令和6年 3月31日	廃業
前橋	2142(90141200)	齋藤敬	令和6年 3月31日	廃業

支部名	会 員 番 号	氏 名	退会年月日	退会区分
館 林	2 1 4 4 (9 0 1 4 1 3 0 0)	始 澤 昭	令和6年 4月30日	廃 業
安 中	1 5 5 6 (7 9 1 4 0 8 6 7)	金 沢 幸 夫	令和6年 4月30日	廃 業
前 橋	2 0 9 1 (8 9 1 4 1 3 4 2)	大 澤 正 光	令和6年 4月30日	廃 業
安 中	2 8 5 7 (0 9 1 4 2 1 4 3)	田 村 佳 孝	令和6年 4月30日	廃 業
高 崎	2 6 6 0 (0 5 1 4 0 4 9 6)	松 本 一 久	令和6年 4月10日	死 亡
太 田	1 5 7 0 (8 0 1 4 0 8 8 0)	遠 藤 雅 史	令和6年 5月25日	廃 業
館 林	3 4 0 7 (2 2 1 4 1 9 7 5)	齋 藤 裕 子	令和6年 4月30日	単位会変更
前 橋	2 8 0 2 (0 8 1 4 1 4 9 6)	狩 野 貞 夫	令和6年 4月30日	死 亡
高 崎	2 7 4 9 (0 7 1 4 0 7 3 2)	金 井 輝 男	令和6年 5月31日	廃 業
館 林	3 5 8 (6 7 1 4 0 1 2 5)	桑 原 善四郎	令和6年 5月 5日	死 亡
桐 生	3 3 2 0 (2 0 1 4 1 8 6 1)	岩 下 盛 夫	令和6年 5月16日	死 亡

(届出受付順)

訃 報

謹んでご冥福をお祈りいたします

高柳 和男 先生 令和6年 2月 7日逝去 伊勢崎支部

中島 正 先生 令和6年 3月 5日逝去 伊勢崎支部

松本 一久 先生 令和6年 4月10日逝去 高崎支部

狩野 貞夫 先生 令和6年 4月30日逝去 前橋支部

桑原善四郎 先生 令和6年 5月 5日逝去 館林支部

岩下 盛夫 先生 令和6年 5月16日逝去 桐生支部

編集後記

前号に引き続き、今号の表紙を担当させていただきました。

私の生まれ育った伊勢崎市では現在様々な話題が注目を集めております。

2014（平成26）年に「世界遺産一覧表」に記載された「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、富岡製糸場（富岡市）と3つの養蚕に関わる資産（伊勢崎市の田島弥平旧宅・藤岡市の高山社跡・下仁田町の荒船風穴）で構成されています。

さらにこの世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」と今年7月発行の新一万円札の肖像画である渋沢栄一はとても深い関わりがあったことを皆様はご存じでしょうか。

もともと渋沢栄一は富岡製糸場の建設に携わるなど養蚕業の発展に大きな役割を果たしています。さらに渋沢栄一の生家がある深谷市血洗島と田島家は、直線距離で2キロほどにあり、親戚関係にありました。

特に渋沢栄一の薦めで田島武平と分家の田島弥平らで設立した「島村勸業会社」はヨーロッパへ蚕種（蚕の卵）販売を試み、この蚕種の直輸出を通じて海外の文化をいち早くとり入れてきたと言われてしています。

また、ニュースなどでご存じかと思いますが、先日、化学メーカー「信越化学工業」の新たな拠点となる伊勢崎工場の新築工事起工式が行われました。信越化学工業は、この新工場を「半導体材料の先進拠点」として位置付けていて、将来的には国内の重要な研究開発の拠点とし、世界の半導体産業の中核を担う一大拠点として期待されています。

こうした産業の移り変わりを身近で感じることができ、行政書士として自分自身に何ができるのか、何かできないのかを考え、仕事に活かしていきたいと熟考する毎日です。

広報部員 岩井 和幸（伊勢崎支部）



行政ぐんま
第193号

発行 群馬県行政書士会
会長 古田島 俊憲
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号
(前橋商工会議所会館4館)
TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 吉田 明浩(館林支部)
広報部長 服部 成二(太田支部)
同 副部長 仲道 さゆり(前橋支部)
広報部員 小林 大栄(前橋支部)
広報部員 柳 芳信(太田支部)
広報部員 岩井 和幸(伊勢崎支部)
広報部員 天田 忠明(桐生支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談
確かな手続

あなたの街の法律家 行政書士

GUNMA



群馬県行政書士会



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん

Q 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

A 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさんに代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

Q 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

行政書士

Q & A

Q インターネットを利用した申請には対応できますか？

A はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

Q 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

A 行政書士が作成するいろいろな書類について、みなさんの相談に応じることももちろん大切な仕事です。

Q 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明書の作成
- ・遺言書保管証明
- ・法定相続情報証明の作成



契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関すること

自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可届出申請
- ・景観条例申請
- ・開発行為許可申請
- ・土地寄附申請
- ・国有財産払下申請

日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関すること

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

運送業者に関すること

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業免許申請
- ・倉庫業許可申請

会計業務に関すること

- ・会計記帳事務
- ・決算、財務諸表の作成
- ・融資申込手続き
- ・各種補助金申請

風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、営業年度終了変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業者登録申請

日本で仕事をする外国人に関すること

- ・在留資格認定申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

その他許認可申請・届出に関すること

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続

中小企業支援に関すること

- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・中小企業をサポート
- ・助成金の申請
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス

特定行政書士

(平成26年12月27日施行)
により、特定行政書士が誕生しました!!

行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し修了することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん
00078-03



群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館 4階
TEL:027-234-3677 FAX:027-233-2943

